

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	81 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	66 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	104 件
国民年金関係	67 件
厚生年金関係	37 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月

私は、平成20年7月に年金特別便の記録により、9年9月の国民年金保険料を厚生年金保険加入期間に納付していることに気が付いた。社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、10年2月に還付済みであると回答されたが、還付先の金融機関は自宅から遠方であり、これまで自身の口座を開設したこともない金融機関である上、還付通知書を受け取り、還付を受けた記憶も無いため、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料については、オンライン記録によると、平成10年2月13日に還付決議が行われており、同年4月3日に送金通知書が作成され、還付金の送金支払金融機関として銀行の支店名が指定されている。

しかしながら、当該送金通知書の送付先は、申立人が当時居住していた住所地となっているものの、当該銀行支店の所在地は、申立人の当時の住所地とかけ離れており、申立人は、当該銀行に自身の口座を開設したことは無く、住所地とは遠く離れた金融機関を指定することは有り得ないと説明している。また、還付金の支払種別についても、申立人が金融機関の窓口に出向いて還付金を直接受け取るという送金支払の方法を選択したとされており、申立人が受取窓口としてわざわざ遠方の金融機関を指定したとするのは不自然であること、申立人は、還付に関する通知を受け取ったり、還付請求を行った記憶は無いとしていることなど、申立期間の保険料が申立人に還付されていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月の保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 5 月まで  
② 昭和 62 年 7 月  
③ 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで

私は、会社を退職した後、昭和 62 年 2 月ごろに国民年金に加入し、同年 4 月に大学院に進学した後も 63 年 3 月まで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 2 月時点で国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、当該期間はそれぞれ 5 か月及び 1 か月と短期間である。また、オンライン記録により、申立期間②の 1 か月分を除き申立期間①直後の同年 6 月から同年 10 月までの保険料はすべて現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 50 年 2 月に夫が退職して独立したため、国民年金保険料を夫の分と一緒に納付書で支払っていた。申立期間の保険料が、夫は納付済みであるのに、私は未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を 60 歳に至るまですべて納付している。

また、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出されており、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め昭和 50 年 2 月から 60 歳に至るまでの保険料をすべて納付している。

さらに、オンライン記録により、申立人と夫の納付月が確認できる昭和 59 年 4 月から平成 15 年 9 月までの保険料は、申立人と夫の納付月が同一であることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月  
② 平成7年4月から同年6月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするA区のB出張所は、当該期間当時において開設され、国民年金の加入手続及び保険料の収納業務を行っている上、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致する。また、申立人は、申立期間②に係る国民健康保険の加入及び喪失手続を適切に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①については、申立人は、平成6年1月ごろA区のB出張所で加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、申立期間①当時、申立人はC市に居住しており、同年10月にA区に転居していることが確認でき、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間①については、平成7年5月17日の資格得喪記録の追加により、未加入期間から未納期間に整備されており、申立人が納付したとする6年1月ごろは、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人が所持する年金手帳の記号番号が払い出されたのは、昭和63年6月ごろから平成元年1月ごろまでの期間であると推認され、申立人は、「現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持していたことはない。」と述べているなど、申立期間①当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで

私は、若年のときは別として、会社を辞めて次の会社に入るまでの間、国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間は私が国民年金の加入手続を行い、保険料は妻が納付した。夫婦二人分の保険料を納付していた妻の納付記録は納付済みになっている。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間中の昭和 63 年 11 月 29 日に住所変更手続を行ったことが記録されていることから、当該手続を行う際に申立人が国民年金の加入手続を併せて行ったと考えるのが自然である。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする妻は、申立期間は納付済みであることから、申立内容に一定の整合性が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月から54年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年6月まで  
② 昭和54年10月から57年3月まで  
③ 昭和59年10月から平成2年3月まで

私は、昭和53年12月に夫が会社を辞めた後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、途中からは口座振替による納付をしてきた。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、昭和53年12月から54年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間については、申立人が自身の国民年金保険料と常に一緒に納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和54年4月から同年6月までの期間及び54年10月から56年3月までの期間については、申立人及びその夫は、保険料の納付時期、納付方法、納付金額、口座振替開始時期等の記憶が曖昧である上、一緒に納付したとする申立人の夫の当該期間の保険料も未納となっている。

また、申立期間③については、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を口座振替で納付していたとする金融機関は、「申立人の国民年金保険料の口座振替開始年月日は、平成2年4月である。」と回答しており、申立人が、当該期間の保険料を口座振替で納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和54年4月から同年6月までの期間及び54年10月から56年3月までの期間、並びに申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。



このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年9月まで

私は、美容師見習として住み込みで働いていた昭和48年ごろに国民年金の加入手続を区役所で行った際、区役所職員に20歳になった月からの未納分の国民年金保険料を納付するよう言われたので、交付された納付書で3回くらいに分けて金融機関で納付した。また正規の美容師になって間もない49年春ごろに再び過去の1年分の保険料の納付を申し出て一度に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳が発行された昭和48年7月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、過去の未納分の保険料を3回くらいに分けて納付したと説明しており、申立期間後の昭和48年度分の保険料を49年3月6日に納付した領収証書を所持していること、申立人は、申立期間の保険料月額について「千円より少なく、何百円であった。」と説明しており、当該説明の内容は申立期間当時の保険料月額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 9010

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 9 月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への 3 回の切替手続も適切に行っている。

また、申立期間は 3 か月間と短期間であり、特殊台帳によると、申立人は、申立期間直前の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの保険料及び申立期間直後の同年 7 月から 48 年 3 月までの保険料を、すべて現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 62 年 9 月  
③ 昭和 62 年 12 月

私は、昭和 61 年 3 月に会社を退職後、時期は定かでないが国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の未納がないように気を付けて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和 63 年 1 月ごろに払い出されていることから、当該期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を平成元年 11 月に納付したことは申立人の所持する領収証書で確認できるが、当該期間は本来時効により保険料を納付することができないため、当該期間の保険料は昭和 62 年 11 月分の保険料に充当されていることが、オンライン記録及び申立人が所持する「国民年金過誤納保険料充当通知書」で確認できるなど、その事務処理に不合理な点は認められない。

また、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を平成 2 年 2 月に納付したことは申立人の所持する領収証書で確認できるが、当該期間は本来時効により保険料を納付することができないため、同年 5 月の還付決議に基づき、当該期間の保険料は申立人に還付されていることがオンライン記録で確認でき、その記録には申立人の住所、金融機関名、口座番号、送金通知書作成日及び金額などが明確に記載されているなど、その事務処理に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から57年3月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私は、後日に未納となっていた国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は57年9月ごろに払い出されており、当該払出時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能な期間であったほか、申立人は一括して納付したと説明する保険料の金額は、当該期間の保険料額及び57年度の保険料額を合計した金額とおおむね合致しており、申立人は当該期間後の保険料はすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和55年6月から56年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付金額及び納付時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から53年12月まで  
② 昭和57年10月から同年12月まで

私の義兄は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、昭和54年1月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。また、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする義兄及び当時同居していた姉は当該期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の義兄が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年4月に払い出されており、当該払出時点で申立人は60歳到達まで保険料を納付したとしても納付月数が\*か月となり、受給資格期間25年（300か月）を満たさないことから、受給期間を満たすために必要な納付月数を考慮して申立期間直後の54年1月から56年3月まで（26か月）の保険料を過年度納付したものと考えられるが、当該払出時点では特例納付制度は終了しており、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の義兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は別の年金手帳を受領、所持していた記憶が無いなど、申立期間当時

に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで  
私の母は、私が20歳のころに国民年金の加入手続をしてきて、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳時に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は、納付済みである。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、昭和46年5月に任意加入して以降平成4年1月に厚生年金保険被保険者になるまでの間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられず、申立人の母親が申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで  
② 昭和48年4月から同年6月まで

私は、結婚を機にそれまで未納であった国民年金保険料を第1回特例納付で納付し、その後も納付書により納付していた。納付した期間の領収証書の一部期間は納付済みとされているが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①を含む昭和45年7月から46年9月までの期間の国民年金保険料に係る同年11月30日付けの領収証書及び申立期間②の48年4月から同年6月までの期間の保険料に係る同年5月26日付けの領収証書を所持しており、その記載内容に特に不自然、不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になったとき、国民年金の加入手続を行い、平成 19 年に亡くなる 2 年ぐらい前まで私と姉の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が、両親は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き 20 歳からの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人及びその姉の保険料を納付していたとする申立人の父親及びその母親は、申立期間を含めて 60 歳到達時まで保険料をすべて納付している上、父親が保険料を納付していたとする姉は、国民年金加入期間の保険料がすべて納付済みであり、申立期間前後を通じて、申立人及びその家族の住所並びに父親の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月及び同年 12 月

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、20 歳から就職するまでの国民年金保険料をすべて納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、昭和 49 年 10 月に国民年金に任意加入して以降、60 歳到達時まで未納は無く、60 歳到達後も任意加入し、保険料をすべて納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 1 月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が申立期間当時居住していた区では、窓口で過年度保険料の納付書を備え付け、過年度納付を勧めていたとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年9月25日は7万5,000円、同年12月10日は36万9,000円、16年12月10日は33万2,000円、17年7月8日は31万2,000円、同年12月9日は37万円、18年7月10日は30万7,000円、同年12月8日は40万3,000円、19年12月10日は36万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月25日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年7月8日  
⑤ 平成17年12月9日  
⑥ 平成18年7月10日  
⑦ 平成18年12月8日  
⑧ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年9月25日は7万5,000円、同年12月10日は36万9,000円、16年12月10日は33万2,000円、17年7月8日は31万2,000円、同年12月9日は37万円、18年7月10日は30万7,000円、同年12月8日は40万3,000円、19年12月10日は36万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年9月25日は7万5,000円、同年12月10日は32万円、16年12月10日は32万6,000円、17年7月8日は39万円、同年12月9日は34万5,000円、18年7月10日は37万5,000円、同年12月8日は35万1,000円、19年12月10日は36万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月25日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年7月8日  
⑤ 平成17年12月9日  
⑥ 平成18年7月10日  
⑦ 平成18年12月8日  
⑧ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年9月25日は7万5,000円、同年12月10日は32万円、16年12月10日は32万6,000円、17年7月8日は39万円、同年12月9日は34万5,000円、18年7月10日は37万5,000円、同年12月8日は35万1,000円、19年12月10日は36万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年9月25日は7万5,000円、同年12月10日は28万円、16年12月10日は28万9,000円、17年7月8日は26万4,000円、同年12月9日は30万4,000円、18年7月10日は26万8,000円、同年12月8日は33万5,000円、19年12月10日は35万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月25日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年7月8日  
⑤ 平成17年12月9日  
⑥ 平成18年7月10日  
⑦ 平成18年12月8日  
⑧ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年9月25日は7万5,000円、同年12月10日は28万円、16年12月10日は28万9,000円、17年7月8日は26万4,000円、同年12月9日は30万4,000円、18年7月10日は26万8,000円、同年12月8日は33万5,000円、19年12月10日は35万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年9月25日は7万5,000円、同年12月10日は28万6,000円、16年12月10日は31万5,000円、17年7月8日は30万円、同年12月9日は33万円、18年7月10日は29万2,000円、同年12月8日は34万円、19年12月10日は35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月25日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年7月8日  
⑤ 平成17年12月9日  
⑥ 平成18年7月10日  
⑦ 平成18年12月8日  
⑧ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年9月25日は7万5,000円、同年12月10日は28万6,000円、16年12月10日は31万5,000円、17年7月8日は30万円、同年12月9日は33万円、18年7月10日は29万2,000円、同年12月8日は34万円、19年12月10日は35万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は22万6,000円、同年12月8日は27万円、19年12月10日は28万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日  
② 平成18年7月10日  
③ 平成18年12月8日  
④ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②、③及び④に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は22万6,000円、同年12月8日は27万円、19年12月10日は28万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間①の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された賃金台帳では、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、特例法の保険給付の対象に当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を52万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、52万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 11 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 24 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された貢献手当賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、貢献手当賞与明細書において確認できる保険料控除額から、11 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を76万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる支給総額及び厚生年金保険料控除額から、76万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を74万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる支給総額及び厚生年金保険料控除額から、74万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を87万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる支給総額及び厚生年金保険料控除額から、87万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月23日から3年1月23日まで

A社に勤務していたところ、平成2年11月から業務内容が変わり、B社から人手不足のため転職の話があった。同僚2名と共に3年1月23日に転職したが、申立期間も厚生年金保険料は支払っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（110 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 110 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

申立期間の標準賞与額が、11 万円と記録されているが、正しくは 110 万円である。給料支払明細書（控え）及び平成 15 年度分給与所得の源泉徴収票を添付するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は 11 万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書（控え）から、その主張する標準賞与額（110 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成2年2月から同年9月までは34万円、同年10月から3年9月までは38万円、同年10月及び同年11月は41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年12月16日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、以前の標準報酬月額より過少となっていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年2月から同年9月までは34万円、同年10月から3年9月までは38万円、同年10月及び同年11月は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月16日）の後の4年3月2日及び同年3月4日付けで、8万円にさかのぼって減額訂正が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が適用事業所でなくなった後に標準報酬月額をさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成2年2月から同年9月までは34万円、同年10月から3年9月までは38万円、同年10月及び同年11月は41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年9月16日に、資格喪失日に係る記録を同年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月16日から同年11月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社後1年間は研修のため同社の工場を異動したが、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び同社における同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に昭和37年4月1日に入社し、申立期間も継続して勤務し（昭和37年9月16日に同社C工場から同社B工場に異動、同年11月15日に同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場及び同社D工場における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の人事担当者は、同社B工場は廃止されており、当時の事務手続に誤りがあったかどうかは不明であると供述しているが、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の

得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 37 年 9 月及び同年 10 月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和46年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月29日から同年12月6日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立書及び労働者名簿（人事台帳）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年11月29日に同社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日及び同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年4月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日から同年5月20日まで  
② 昭和29年11月30日から同年12月1日まで

ねんきん特別便で、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には、昭和18年9月から54年3月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された証明書（人事記録）から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年4月24日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和23年

1月及び同社B支店における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された証明書（人事記録）から、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の異動日については、当時申立人が記録したメモから、昭和29年11月30日にA社C支店を離任したことが記載されていることから、同社同支店の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和29年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から14年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から14年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成9年11月から10年5月までの期間の申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、同年6月24日付けで、9年11月にさかのぼって13万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に勤務していた申立人を含む123名の標準報酬月額の記録が、オンライン記録によると、平成10年6月24日付けで、さかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社において、申立人と同様に標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理が行われている同僚の所持する預金通帳によれば、その給与振込額は、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理前

後の期間においてほぼ同額であることが確認できる。

また、滞納処分票により、A社は、当該期間における厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月24日付けで行われた<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の9年11月から10年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

なお、当該<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で申立人の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、当該処理については<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人の平成10年10月から13年11月までの標準報酬月額については、申立人の所持する一部期間の給与明細書及びA社において、申立人と同様に標準報酬月額の<sup>そきゆう</sup>遡及訂正が行われている同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間について、オンライン記録は、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（<sup>そきゆう</sup>遡及訂正前に記録されていた10年9月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の平成10年9月のオンライン記録から当該期間前のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成13年12月から14年9月までの期間については、申立人が所持している給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履



行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和30年8月18日から31年5月18日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年8月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月18日から31年5月18日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険への加入記録が無い。同社には昭和30年5月18日から35年11月30日まで継続して勤務し、試用期間を経て厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の元従業員の供述により、申立人が申立期間にA社に出荷係として勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間及び申立期間の前後の期間に同社での勤務が確認できる複数の元従業員及び同社の社会保険担当者は、同社においては、当時、採用後3か月程度の試用期間を経てから厚生年金保険に加入させていたとしている。

さらに、A社の当時の社会保険担当者は、申立人のように1年間という試用期間は無く、同社の手続誤りではないかとしている。

加えて、A社の当時の別の社会保険担当者は、厚生年金保険の加入については、条件を満たした段階で内部での手続がなされ、給与から厚生年金保険料を控除していたので、申立人についても他の従業員と同様に厚生年金保険料を控除していたはずであるとしている。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間のうち、昭和 30 年 8 月 18 日から 31 年 5 月 18 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社において昭和 30 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している複数の元従業員の標準報酬月額の記録から判断すると、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 30 年 5 月 18 日から同年 8 月 18 日までの期間について、上記のとおり、A社では当時、3か月程度の試用期間があったことがうかがえる上、当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成6年3月1日から7年5月12日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、平成7年5月12日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成6年3月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から7年4月までの期間は36万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間①のうち、平成7年5月12日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成7年5月12日）を同年10月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

なお、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人のB社における資格喪失日は、平成8年5月21日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月1日から7年10月1日まで  
② 平成7年10月1日から同年11月30日まで  
③ 平成7年11月30日から8年5月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた申立期間②当時は、月平均で38万円の給与を支給されていたので、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

さらに、B社には平成8年5月20日まで勤務していたが、申立期間③の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成6年3月1日から7年5月12日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人の被保険者資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月1日以降の7年5月12日付けで、さかのぼって6年3月1日と記録されている上、同年10月の標準報酬月額の時決定が取り消されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は当該期間に法人事業所であったことが確認できることから、同社は平成7年5月12日において、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）が、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失に係る処理をそきゅうして行う合理的理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理を行った日である平成7年5月12日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における当該そきゅう処理前のオンライン記録から、平成6年3月から同年9月までは38万円、同年10月から7年4月までは36万円とすることが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成7年5月12日から同年10月1日までの期間について、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、22年2月17日付けで、当初の6年3月1日から7年10月1日に訂正されていることが確認できることから、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった処理が行われた同年5月12日から同年10月1日までの期間は、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が同社において継続して勤務し、同僚の源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、A社における上記訂正後の平成7年4月の記録から、36万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、雇用保険の加入記録では、申立人はB社の関連会社であるA社で加入記録があり、申立人及び申立人を記憶する同僚は、当該期間も継続して同社に勤務していたとしている。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年5月31日より後の同年6月20日付けで、さかのぼって7年11月30日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、B社が適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をそきゅうして行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日である平成8年5月21日と認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額は、B社における平成7年10月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが必要である。

- 3 申立期間②について、申立人のB社での資格取得時の標準報酬月額は、オンライン記録において11万8,000円となっており、そきゅう訂正された形跡は見当たらないことから、事業主が当該期間の報酬月額を11万8,000円として社会保険事務所に届け出たものと認められる。

さらに、当該期間にB社で加入記録のある同僚は、同社での資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同様に、A社における資格喪失時の標準報酬月額より低い額となっているが、そきゅうして訂正された形跡は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られていない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成4年10月1日、資格喪失日が9年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における資格喪失日を同年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成9年4月1日から14年1月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録については、当該期間のうち平成9年4月から10年9月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和19年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：①平成9年3月31日から同年4月1日まで  
②平成9年4月1日から14年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成4年10月1日から9年3月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はB社を退職した平成14年1月に社会保険事務所（当

時)で、A社での資格喪失日が9年3月31日になっていることを知り、同社の事業主に記録の訂正を求め、事業主は届出の誤りを認め、資格喪失日を同年4月1日に訂正する旨を届け出たが、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間と記録されている。

また、雇用保険の加入記録並びにA社の事業主及び従業員の証言により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人と同様にA社における資格喪失日が平成9年3月31日とされている同僚が提出した同年の源泉徴収票によると、同年3月の保険料控除が認められることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年2月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が資格喪失日を平成9年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成9年4月から10年9月までの期間については、A社での資格喪失時及びB社での資格取得時の標準報酬月額が同一の同僚は、申立期間②の一部の期間の給与明細書を提出しており、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額より算出される厚生年金保険料よりも高い保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人は、当該期間について標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料が控除されていると主張しているところ、同年代の上記の従業員のB社におけるオンライン記録の標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、申立人と当該同僚は同額の保険料が控除されていたと考えるのが自然であることから、当該期間については、34万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められる。

これらのことから、当該期間の標準報酬月額は、34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡しているため確認することはできないが、当該期間当時、B社で役員であった事業主の子は、当時の資料等は残っていないが、納付はしたとしているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入



の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成10年10月から13年12月までの期間について、申立人と同様に9年3月31日にA社における資格喪失記録があり、B社において同年4月1日に被保険者資格を取得している従業員が所持する給与明細書によれば、給与支給額は50万円前後であるにもかかわらず、10年10月から12年3月までの期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額が20万円であったことが確認でき、オンライン記録と一致していることから、当該期間においてB社では、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が行われていたと考えられる。

また、申立人のB社における標準報酬月額は、オンライン記録上、適切な時期に手続が行われており、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月17日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和36年4月17日から37年12月25日まで勤務し、厚生年金保険料を20か月間控除されているが、加入記録は19か月となっている。勤務した全期間の給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、辞令及び源泉徴収票により、申立人がA社に申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和36年5月1日、資格喪失日が37年12月26日と記録され、被保険者月数が19か月とされている。

しかし、昭和36年4月から37年12月までの期間の給与明細書では、各月の給与から厚生年金保険料が20か月間控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、オンライン記録によると、昭和57年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記の記録は確認できず、同社の事業主は既に死亡している

ため、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は平成3年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険、健康保険組合、厚生年金基金の加入記録及びA社から提出された人事記録票から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（平成3年3月1日に同社B工場から同社本社に異動）していたことが確認できる。

また、A社が加入しているC厚生年金基金（現在は、C企業年金基金）の加入員資格記録事項証明書によると、申立人は同社B工場において平成3年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社本社において資格取得していることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及びC厚生年金基金への届出は、複写式の様式を使用していたと回答しており、C企業年金基金も、申立期間当時は複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険の資格喪失日を平成3年3月1日とする届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成3年1月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

D社（現在は、E社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に関連会社へ出向したが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社の従業員台帳、B社の人事カード及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社C支店に継続して勤務し（昭和54年4月1日にA社C支店からD社F工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る届出を誤ったと認めていることから、事業主が昭和54年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 60 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 60 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 28 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 24 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 23 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 23 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 21 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 21 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 18 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 18 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 11 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年 12 月 7 日に 11 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年8月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月2日から同年4月1日まで  
② 昭和48年8月11日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の現在の社会保険担当者の供述から判断すると、申立人は、当該期間に、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社から提出された人事発令歴から判断すると、申立人は、昭和39年3月2日に同社B事業所から同社D事業所に異動したことが推認できるが、オンライン記録によると、同社D事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年4月1日からであり、当該期間は適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社の現在の社会保険担当者は、「申立人は他の従業員より先に異動の辞令を受けたと思われるが、当社D事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に当社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失させたことは、当時の事務担当者の誤り



であり、保険料も継続して控除していたと思われる。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B事業所において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和 39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員記録及びA社の現在の社会保険担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年8月11日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和48年9月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日について誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年3月及び48年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成15年9月から16年8月までの期間は28万円、同年9月から17年8月までの期間は26万円、同年9月から18年8月までの期間は28万円、同年9月は30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15年9月から16年8月までの期間は24万円、同年9月から18年9月までは22万円とされているが、申立人は、当該期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。これらのことから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年9月から18年6月までの期間は28万円及び同年7月から同年9月までの期間は30万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は23万5,000円、17年7月10日は29万1,000円、同年11月10日は12万円、同年12月10日は29万1,000円、18年7月10日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から18年10月1日まで  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年7月10日  
④ 平成17年11月10日

⑤ 平成17年12月10日

⑥ 平成18年7月10日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②から⑥までの厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないで、給付されるようにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初平成15年9月から16年8月までの期間は24万円、同年9月から18年9月までの期間は22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年6月11日に、15年9月から16年8月までの期間は28万円に、同年9月から17年8月までの期間は26万円に、同年9月から18年8月までの期間は28万円にそれぞれ訂正され、21年6月12日に、18年9月は30万円に訂正されており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とされない記録とされている。このことから、年金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人が提出している給与明細書によると、申立人は、申立期間①について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書の給与支給総額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年9月から18年6月までの期間は28万円及び同年7月から同年9月までの期間は30万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年6月15日に記録されており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされている。

しかしながら、当該期間について、申立人が提出している賞与明細書により、申立人は、平成16年12月10日、17年7月10日、同年11月10日、同年12月10日及び18年7月10日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除され

ていたことが認められる。また、当該期間の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書により、16年12月10日は23万5,000円、17年7月10日は29万1,000円、同年11月10日は12万円、同年12月10日は29万1,000円及び18年7月10日は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所に対して行わず、また、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所へ提出していないことから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。これらのことから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初 24 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 11 日に、28 万円に訂正されており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。このことから、年金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出している給与明細書によると、申立人は、申立期間につ

いて、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書の給与支給総額又は厚生年金保険料控除額から、28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行っていないことから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額のうち、平成16年5月から同年8月までの期間及び17年9月から18年3月までの期間に係る記録は、事後訂正の結果、16年5月から同年8月までの期間は28万円、17年9月から18年3月までの期間は34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16年5月から同年8月までの期間及び17年9月から18年3月までの期間は26万円とされているが、申立人は、16年5月から17年11月までの期間及び18年1月から同年3月までの期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。これらのことから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年5月から17年3月までの期間は28万円に、同年4月は36万円に、同年5月は34万円に、同年6月は36万円に、同年7月から同年9月までの期間は32万円に、同年10月は34万円に、同年11月は36万円に、18年1月は30万円に、同年2月は32万円に、同年3月は34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の平成17年11月10日に支給された標準賞与額に係る記録を44万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月1日から18年4月1日まで  
② 平成17年11月10日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、

給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないで、給付されるようにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初平成16年5月から同年8月までの期間及び17年9月から18年3月までの期間は26万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年6月11日に、16年5月から同年8月までの期間は28万円及び17年9月から18年3月までの期間は34万円にそれぞれ訂正されており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。このことから、年金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人が提出している給与明細書によると、申立人は、平成16年5月から17年11月までの期間及び18年1月から同年3月までの期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書の給与支給総額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年5月から17年3月までの期間は28万円に、同年4月は36万円に、同年5月は34万円に、同年6月は36万円に、同年7月から同年9月までの期間は32万円に、同年10月は34万円に、同年11月は36万円に、18年1月は30万円に、同年2月は32万円に、同年3月は34万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年6月15日に記録されており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立期間②について、申立人が提出している賞与明細書により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。また、当該期間の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書により、44万1,000円とすることが妥当である。



なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所に対して行わず、また、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所へ提出していないことから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年12月については、給与明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額が、当初記録されていた標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間において、その主張する標準報酬月額に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間においては、その主張する標準報酬月額を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。これらのことから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 22 日から同年 5 月 1 日まで

A 社で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初 26 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 11 日に 28 万円に訂正されており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。このことから、年金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出している給与明細書によると、申立人は、申立期間につ

いて、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書の給与支給総額又は厚生年金保険料控除額から、28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行っていないことから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額のうち、平成16年7月から19年3月までの期間に係る記録は、事後訂正の結果、16年7月及び同年8月は44万円、同年9月から17年8月までの期間は50万円、同年9月から19年3月までの期間は53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16年7月から18年8月までの期間は38万円及び同年9月から19年3月までの期間は41万円とされているが、申立人は、16年7月から19年3月までの期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。これらのことから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年7月から17年3月までの期間は44万円に、同年4月から同年12月までの期間は47万円に、18年1月から19年3月までの期間は50万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に支給された標準賞与額に係る記録を平成17年11月10日は27万8,000円及び18年12月10日は51万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から19年4月1日まで  
② 平成17年11月10日  
③ 平成18年12月10日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、

給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①のうち平成16年7月から19年3月までの期間に係る標準報酬月額、オンライン記録によると、当初16年7月から18年8月までの期間は38万円、同年9月から19年3月までの期間は41万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年6月11日に、16年7月及び同年8月は44万円に、同年9月から17年8月までの期間は50万円にそれぞれ訂正され、21年6月12日に17年9月から19年3月までの期間は53万円にそれぞれ訂正されており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。このことから、年金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人が提出している給与明細書によると、申立人は、当該期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書の給与支給総額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年7月から17年3月までの期間は44万円に、同年4月から同年12月までの期間は47万円及び18年1月から19年3月までの期間は50万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年6月15日に記録されており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立期間②及び③について、申立人が提出している賞与明細書により、申立人は、平成17年11月10日、18年12月10日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。また、当該期間の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書により、平成17年11月10日は27万8,000円及び18年12月10日は51万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所に対して行わず、また、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所へ提出していないことから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月から同年6月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、当初記録されていた標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間において、その主張する標準報酬月額に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間においては、その主張する標準報酬月額を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。これらのことから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 16 年 9 月は 24 万円に、同年 10 月から 17 年 2 月までの期間は 22 万円に、同年 3 月から同年 5 月までの期間は 24 万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 6 月 1 日まで

A 社で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初 20 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 11 日に、24 万円に訂正されており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。このことから、年金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出している給与明細書によると、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書の給与支給総額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年9月は24万円に、同年10月から17年2月までの期間は22万円に、同年3月から同年5月までの期間は24万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行っていないことから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。これらのことから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から 18 年 10 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初 19 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 11 日に 18 年 4 月から同年 8 月までの期間は 20 万円に訂正され、21 年 6 月 12 日に 18 年 9 月は 20 万円に訂正されており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。このことから、年金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出している給与明細書によると、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書の給与支給総額又は厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行っていないことから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 52 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された異動証明書から判断すると、申立人が同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和 52 年 9 月 1 日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月31日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社B工場から同社本社への異動はあったが、厚生年金保険料は天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び転勤辞令書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年8月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2004 年冬季分賞与金明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2004 年冬季分賞与金明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 145 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2004 年冬季分賞与金明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、145 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円（上限額）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2004 年冬季分賞与金明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150 万円（上限額）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 145 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2004 年冬季分賞与金明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、145 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 90 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2004 年冬季分賞与金明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、90 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年8月1日から37年2月1日までの期間について、申立人のA事業所における資格取得日は、35年8月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年8月から36年9月までの期間は8,000円、同年10月から37年1月までの期間は1万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和37年5月1日から同年12月5日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和37年5月1日）及び資格取得日（昭和37年12月5日）を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月1日から37年2月1日まで  
② 昭和37年5月1日から同年12月5日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同事業所に継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の従業員の供述及び申立人による同事業所に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間①及び②当時、同事業所に勤務していたことが認められる。

申立期間①については、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、当初、昭和35年8月1日と記録されていたところ、37年11月17日付けで、いったん記録された36年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、さかのぼって37年2月1日に訂正されていることが確認できる。そして、当該被保険者名簿では、申立人と同様、資格取得日に係る記録が同年11月17日付けでさかのぼって取り消された上で訂正されている被保険者が6人確認でき、このうち二人

については、申立人と同様、同日付けで、いったん記録された36年10月の標準報酬月額の時決定が取り消された上で、資格取得日に係る記録（昭和35年10月1日又は36年6月1日）が、さかのぼって37年2月1日又は同年2月4日に訂正されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿では、申立人のA事業所における被保険者資格取得日が昭和35年8月1日と記録されていることが確認できること、資格取得日の訂正が行われた形跡は無く、また、当該記録は、上記被保険者名簿における訂正前の申立人に係る資格取得日の記録と一致している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同様、資格取得日に係る記録がさかのぼって取り消された上で訂正されていることが確認できる上記6人の被保険者については、いずれも申立人と同様、上記払出簿における資格取得日が、上記被保険者名簿における訂正前の資格取得日の記録と一致している。

次に、申立期間②については、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人は、上記資格取得日のそきゅう訂正処理日である昭和37年11月17日より前の同年5月1日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日から同年12月5日に同事業所において被保険者資格を再取得するまでの当該期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、申立人のA事業所における上記の資格喪失日（昭和37年5月1日）及び資格の再取得日（昭和37年12月5日）については、その処理日が確認できないものの、申立人と同様、資格取得日に係る記録がさかのぼって取り消された上で訂正されていることが確認できる上記6人の被保険者は、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人と同様、当該資格取得日のそきゅう訂正処理日である昭和37年11月17日より前の同年5月1日（5人）又は同年8月1日（1人）に被保険者資格を喪失し、同年10月10日ないし同年12月5日に被保険者資格を再取得していることから判断すると、申立期間②に係る資格の喪失及び再取得処理については、申立期間①に係る資格取得日の取消し及び訂正処理と一連の手続により行われたことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間②について、「当時、厚生年金保険の被保険者記録が存在する前後の期間と同様、自分はA事業所から交付された健康保険証を所持しており、これを返納した記憶も無い。」旨供述しており、上記6人の被保険者のうち一人も、当該期間に相当する厚生年金保険の未加入期間（昭和37年5月1日から同年10月15日までの期間）について申立人と同様の供述を行っているところ、上記被保険者名簿では、昭和37年5月22日に健康保険証の更新が行われた旨の記録が確認できる。

これらの事実並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った申立てに係る資格取得日の取消し及び訂正処理、並びに当該処理に連動して行われた資格の喪失及び再取得処理については、事実上即したものと考えることは難しく、合理的な理由は無いことから、有効な記録の訂正及び処理とは認められない。

このため、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、上記被

保険者名簿における訂正前の資格取得日である昭和 35 年 8 月 1 日であると認められ、また、申立人は、厚生年金保険の被保険者記録が存在する前後の期間と同様、37 年 5 月 1 日から同年 12 月 5 日までの期間についても同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記被保険者名簿において確認できる訂正前の標準報酬月額の記録から、昭和 35 年 8 月から 36 年 9 月までの期間は 8,000 円、同年 10 月から 37 年 1 月までの期間は 1 万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 事業所における同年 4 月の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和52年2月28日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和52年2月及び同年3月の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年10月31日から49年11月11日まで  
② 昭和50年8月21日から同年12月15日まで  
③ 昭和52年2月28日から55年3月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に保安員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった当時の「表彰状」（A社が作成・交付）等から判断すると、申立人は、昭和50年12月15日から当該期間を含め、55年3月20日までの期間、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人を含む78人について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和52年3月31日（以下「全喪日」という。）以降の同年4月1日付けで、被保険者資格を同年2月28日に喪失した旨さかのぼって記録されていることが認められる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、全喪日以降も5人以上の従業員が常時在籍していたと認められ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和52年2月28日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である同年4月1日であると認められる。

また、申立人に係る昭和52年2月及び同年3月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年1月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③のうち、昭和52年4月1日から55年3月ごろまでの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人がA社に同年3月20日まで継続して勤務していたことは認められるものの、上記被保険者名簿及びオンライン記録により、同社は、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本では、同社は平成元年12月\*日に解散しており、また、同社の当時の代表者その他の役員（社会保険事務担当者を含む。）は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため供述が得られず、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から申立人と同日の昭和52年2月28日に被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた11人は、いずれも当時の給与明細書を保管していないと供述しているため、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①及び②については、上記のとおり、A社は既に解散している上、当時の事情を確認できる役員等が見当たらないため、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた複数の同僚並びに上記被保険者名簿から申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた7人のうち5人は申立人の氏名を記憶していない旨供述しており、また、残りの2人は申立人の氏名を記憶していたものの、申立人がA社に勤務していた時期について明確な記憶が無いため、申立人の当該期間における勤務の実態について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における被保険者資格取得日が昭和49年11月1日、離職日が50年8月20日であることが確認でき、これは、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している上、申立期間①及び②に相当する48年10月から49年10月までの期間及び50年8月から同年11月までの期

間について、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

加えて、上記複数の同僚及び従業員は、いずれも申立人と同様、雇用保険の記録における資格の得喪時期と厚生年金保険の記録における資格の得喪時期がほぼ一致しており、このことからA社では、当時、従業員を雇用保険及び厚生年金保険に同時期に加入又は脱退させる取扱いであったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月1日から12年11月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、元年1月から同年3月までの期間は28万円、同年4月から2年3月までの期間は30万円、同年4月から3年3月までの期間は34万円、同年4月から6年10月までの期間は36万円、同年11月から7年12月までの期間は32万円、8年1月から同年12月までの期間は36万円、9年1月から同年9月までの期間は34万円、同年10月から12年10月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から平成12年11月21日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。当時の給料明細書、給与所得の源泉徴収票、市民税・都道府県民税課税明細書、所得税の確定申告書の控え等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成元年4月から4年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、5年1月から6年9月までの期間、同年11月、同年12月、7年4月、

同年5月及び9年1月から12年10月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料明細書及びA社から提出のあった給料台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記1を踏まえると、上記給料明細書及び給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成元年4月から2年3月までの期間は30万円、同年4月から3年3月までの期間は34万円、同年4月から4年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間及び5年1月から6年9月までの期間は36万円、同年11月、同年12月、7年4月及び同年5月は32万円、9年1月から同年9月までの期間は34万円、同年10月から12年10月までの期間は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの期間、7年1月から同年3月までの期間及び同年6月から8年12月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る市民税・都道府県民税課税明細書、市民税・都民税申告書の控え及び市民税・都民税課税証明書等において確認できる社会保険料等を基に算定した厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、元年1月から同年3月までの期間は28万円、7年1月から同年3月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間は32万円、8年1月から同年12月までの期間は36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、平成4年7月、同年11月、同年12月及び6年10月については、申立人は当該期間に係る給料明細書等を保管しておらず、そのほかに当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる資料は見当たらないものの、申立人から提出のあった当該期間の前後の期間に係る給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間においても、前後の期間と同様、いずれも36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、平成元年1月から12年10月までの期間について、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録と上記給料明細書等において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細書等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、昭和52年4月から同年7月までの期間、54年4月、同年5月、同年7月、同年9月、同年11月から55年6月までの期間、同年9月、57年5月、

61年7月、同年8月、同年10月から62年9月までの期間及び同年11月から63年3月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月例給与（総支給額）を支給されていたことは確認できるものの、当該給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このため、上記1を踏まえると、当該期間については、報酬月額に基づく標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が低く、当該控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、上記給料明細書に基づき記録訂正を行うことはできない。

- 4 申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの期間、同年6月、同年8月、同年10月、55年7月、同年8月、同年10月から同年12月までの期間、58年1月から61年6月までの期間、同年9月及び63年4月から同年12月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の控え及び市民税・都道府県民税課税明細書等において確認できる社会保険料等を基に算定した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このため、上記1を踏まえると、当該期間については、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、上記源泉徴収票等に基づき記録訂正を行うことはできない。

- 5 申立期間のうち、昭和46年3月から52年3月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、56年1月から57年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間及び62年10月については、申立人は当該期間に係る給料明細書を保管しておらず、また、A社では、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保存していない上、オンライン記録から当該期間当時に厚生年金保険料に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも給料明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 6 このほか、申立期間のうち、昭和46年3月から63年12月までの期間（上記3、4及び5に相当する期間）について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和26年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月6日から同年9月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る従業員台帳等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和26年7月6日に同社C所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和26年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和 20 年 5 月 6 日から同年 9 月 5 日までの期間について、申立人の A 事業所における資格喪失日は、同年 9 月 5 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 20 年 5 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額については、70 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 5 月 6 日から 21 年 7 月 26 日まで  
② 昭和 24 年 2 月 28 日から同年 11 月 21 日まで

A 事業所に勤務した期間のうちの申立期間①及び B 事業所（現在は、C 事業所）に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人は、昭和 20 年 5 月 6 日に同事業所における被保険者資格を喪失してから、21 年 7 月 26 日に同事業所において被保険者資格を再取得するまで、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、D 県では、その保管する軍人・軍属の軍歴に係る資料に基づき、「申立人と同姓同名で出身地も同じであった者について、陸軍軍人としての記録が存在し、入隊日は不明であるものの『昭和 20 年 9 月 5 日復員』と記録されている。」旨回答しているところ、同県保管資料において記録されている当該者の国内移動先と申立人が供述している当時の国内移動先が一致していることや、申立人による陸軍に召集されていた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、当該軍歴は申立人の記録であると認められ、したがって、申立人は、昭和 20 年 5 月 6 日から同年 9 月 5 日までの期間、陸軍に召集されていたことが認められる。

また、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から

22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、上記軍歴に係る資料における復員日である昭和20年9月5日とすることが妥当である。

また、昭和20年5月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における同年4月の社会保険出張所（当時）の記録から、70円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち昭和20年9月5日から21年7月26日までの期間については、申立人は、復員後、A事業所に正職員として勤務していた旨申し立てている。

しかし、上記被保険者名簿では、A事業所は昭和24年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同事業所の当時の代表者、申立人が記憶していた複数の同僚及び当該被保険者名簿から申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、いずれも連絡先が不明又は連絡が取れないため供述が得られず、当該期間における申立人の勤務の実態や、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 3 申立期間②については、申立人は、B事業所に正職員として勤務していた旨申し立てている。

しかし、C事業所では、申立期間②当時の資料を保存していないため、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない旨回答している。

また、申立人が記憶していた複数の同僚その他のB事業所における当時の複数の従業員は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間②における勤務の実態や、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和24年11月21日）は、B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

- 4 以上のほか、申立期間①のうち昭和20年9月5日から21年7月26日までの期間及び申立期間②については、申立人が氏名を提示した二人の知人にも照会したものの、このうち一人は既に死亡しているため供述が得られず、また、残りの一人は、申立人

がA事業所及びB事業所に勤務していた時期について明確な記憶が無いため、当該期間における申立人の勤務の実態について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年4月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年11月から7年3月までの期間の標準報酬月額については、5年11月から6年9月までの期間は44万円、同年10月から7年3月までの期間は41万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち平成7年4月6日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月30日から7年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与支給明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成5年11月30日から7年4月6日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年9月26日（以下「全喪日」という。）以降の7年4月6日付けで、いったん記録された6年10月の厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定がさかのぼって取り消されるとともに、同社における厚生年金保険の被保険者資格を5年11月30日に喪失した旨の処理が7年4月6日付けでさかのぼって行われていることが確認できる。



しかしながら、A社は法人事業所であり、全喪日以降も常時従業員が在籍していたことが確認でき、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社の当時の従業員及び同社から社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士は、共に「申立人は営業を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述していることから、申立人は、資格喪失日に係る届出等の社会保険関係事務について実質的な権限が無く、上記資格喪失処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である7年4月6日であると認められる。

また、平成5年11月から7年3月までの期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、5年11月から6年9月までの期間は44万円、同年10月から7年3月までの期間は41万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち平成7年4月6日から同年5月1日までの期間については、申立人から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、同年4月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、平成7年4月に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A社は、全喪日以降の当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち平成7年5月1日から同年6月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、上記社会保険労務士は、「当時、A社では、厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除方式であった。」旨供述しており、この場合、従業員の退職月に係る

給与からは、退職前月及び退職月の2か月分の保険料を控除されるどころ、申立人から提出のあった平成7年5月分（同年5月支給）の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（41万円）が、オンライン記録における申立人に係る同年3月以前の期間の標準報酬月額と一致していることから判断すると、申立人は、同社の退職月であると主張する同年5月に係る給与から、同年4月の1か月分の保険料のみ控除されていることが認められる。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和21年7月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年3月から21年3月までの期間は120円、同年4月から同年6月までの期間は360円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から21年7月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には召集により陸軍に入隊していたが、同社に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の一部事業承継会社であるB社から提出のあった申立人に係る労働者名簿その他の人事関係資料及び同社の回答等から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に在籍していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人は、昭和20年3月1日に同社における被保険者資格を喪失してから、22年4月1日に同社において被保険者資格を再取得するまでの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、C県から提出のあった申立人に係る「兵籍簿等(写)」により、昭和18年4月10日から21年7月26日までの期間、申立人が陸軍に召集されていたことが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保

険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、上記「兵籍簿等（写）」における復員日である昭和 21 年 7 月 26 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 20 年 2 月の社会保険出張所（当時）の記録から、同年 3 月から 21 年 3 月までの期間は 120 円、同年 4 月から同年 6 月までの期間は 360 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和15年6月1日から16年12月14日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は15年6月1日、資格喪失日は16年12月14日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和15年6月から16年1月までの期間は25円、同年2月から同年8月までの期間は35円、同年9月から同年11月までの期間は55円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和17年1月13日から同年6月1日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は、同年1月13日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、55円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年10月11日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、140円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年6月1日から16年12月14日まで  
② 昭和17年1月13日から同年6月1日まで  
③ 昭和20年4月1日から同年10月11日まで

A社に船員として勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③について、船員保険の加入記録が無い。A社から提供のあった船員保険被保険者カード等を提出するので、各申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出のあった「船員保険被保険者カード」（A社が作成・保管。以下同じ。）の写し及び申立人によるA社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人は、B船の船員として、当該期

間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記「船員保険被保険者カード」によると、申立人は、昭和 15 年 6 月 1 日に A 社において船員保険の被保険者資格を取得し（取得時の保険等級は 2 級）、16 年 12 月 14 日に同資格を喪失している（喪失時の保険等級は 5 級）ことが確認できる上、申立人については、保険等級の改定が同年 2 月 1 日（2 級から 3 級に改定）及び同年 9 月 1 日（3 級から 5 級に改定）に行われていることが確認でき、このことから、申立期間①において、申立人に対する給与の支給実態が認められる。

さらに、A 社 B 船に係る船員保険被保険者名簿の記録では、昭和 17 年 8 月 15 日より前に被保険者資格を取得しているすべての船員について資格取得日が記載されていない上、船員保険被保険者台帳の記録では、15 年 6 月から 17 年 10 月までの期間に同社における被保険者記録が存在する船員が確認できるにもかかわらず、船員保険船舶所有者名簿では、同社の船員保険の適用日が同年 6 月 1 日と記載されているなど、記録上の不備が認められ、社会保険事務所（当時は、社会保険出張所等。以下同じ。）において年金記録の管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

なお、日本年金機構では、上記被保険者名簿及び船舶所有者名簿のほかに、上記多数の船員の A 社における被保険者資格取得日や、同社の船員保険の適用日について確認できる資料を保存していないと回答している。

加えて、上記「船員保険被保険者カード」において確認できる、申立人の A 社における複数の被保険者資格取得日及び喪失日並びに保険等級及びその改定時期の各記録は、オンライン記録等において申立人の船員保険の加入記録が無い申立期間①、②及び③を除き、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人が A 社において、昭和 15 年 6 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得し、16 年 12 月 14 日に同資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対してそれぞれ行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記「船員保険被保険者カード」において確認できる保険等級の記録から、昭和 15 年 6 月から 16 年 1 月までの期間は 25 円、同年 2 月から同年 8 月までの期間は 35 円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 55 円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、上記「船員保険被保険者カード」の写し及び申立人による A 社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人は、C 船の船員として、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記「船員保険被保険者カード」によると、申立人は、昭和 17 年 1 月 13 日に A 社において船員保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 17 日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人については、申立期間②における保険等級が 5 級であることが確認でき、このことから、当該期間において、申立人に対する給与の支給実態が認められる。

さらに、A 社 C 船に係る船員保険被保険者名簿の記録では、申立人の資格喪失日が昭和 17 年 7 月 17 日であることが確認でき、これは上記「船員保険被保険者カード」

の記録と一致しているところ、同名簿上のすべての船員について、資格喪失日が同日と記載されているにもかかわらず資格取得日が記載されていない（ただし、同名簿の摘要欄には「昭和 17 年 7 月 \* 日沈没」と記載されている。）上、船員保険被保険者台帳の記録では、15 年 6 月から 17 年 10 月までの期間に同社における被保険者記録が存在する船員が確認できるにもかかわらず、船員保険船舶所有者名簿では、同社の船員保険の適用日が同年 6 月 1 日と記載されているなど、記録上の不備が認められ、当時、社会保険事務所において年金記録の管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

なお、日本年金機構では、上記被保険者名簿及び船舶所有者名簿のほかに、上記すべての船員の A 社における被保険者資格取得日や、同社の船員保険の適用日について確認できる資料を保存していないと回答している。

加えて、上記「船員保険被保険者カード」において確認できる、申立人の A 社における複数の被保険者資格取得日及び喪失日並びに保険等級及びその改定時期の各記録は、オンライン記録等において申立人の船員保険の加入記録が無い申立期間①、②及び③を除き、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人が A 社において、昭和 17 年 1 月 13 日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記「船員保険被保険者カード」において確認できる保険等級の記録及び上記被保険者名簿において確認できる申立人の昭和 17 年 6 月の標準報酬等級の記録から、55 円とすることが妥当である。

3 申立期間③については、上記「船員保険被保険者カード」の写し及び申立人による A 社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記「船員保険被保険者カード」によると、申立人は、昭和 20 年 4 月 1 日に A 社において船員保険の被保険者資格を取得し、26 年 6 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人については、申立期間③における保険等級が 7 級であることが確認でき、このことから、当該期間において、申立人に対する給与の支給実態が認められる。

さらに、申立人は、申立期間③について、「当時、自分は自宅待機中であったが、A 社から給与を支給されていた。」旨供述している。一方、当時の船員保険法では、第 18 条に基づき、昭和 20 年 4 月 1 日以降は、乗船、下船にかかわらず、船員として船舶所有者に使用される者は、当該使用されるに至った日から被保険者の資格を取得することとなったところ、A 社では、上記「船員保険被保険者カード」に基づき、「昭和 20 年 4 月当時、当社では、乗船していなかった者も船員保険に加入させていたものと考えられる。」旨回答している。

加えて、オンライン記録では、申立期間③について、申立人の A 社における船員保険の被保険者資格取得日が昭和 20 年 10 月 11 日とされているところ、当該取得日等

を確認できる船員保険被保険者名簿が保存されていない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、「昭和 21 年 4 月 1 日」と記載されている保険資格変更欄と同じ行に、他の記載と異なる筆跡で、資格取得日として「昭和 20 年 10 月 11 日」と追記されているなど、記録上の不備等が認められ、当時、社会保険事務所において年金記録の管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

また、上記「船員保険被保険者カード」において確認できる、申立人のA社における複数の被保険者資格取得日及び喪失日並びに保険等級及びその改定時期の各記録は、オンライン記録等において申立人の船員保険の加入記録が無い申立期間①、②及び③を除き、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において、昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記「船員保険被保険者カード」において確認できる保険等級の記録から、140 円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA組合における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和45年8月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月から46年7月までの期間は4万5,000円、同年8月から47年4月までの期間は7万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月5日から47年5月1日まで

A組合のレストランで勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同組合発行の健康保険証を使用した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A組合における当時の従業員及び同僚の供述から、申立人が申立期間に同組合に勤務していたことが認められる。

また、A組合に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和45年8月5日に被保険者資格を取得し、47年6月5日付けで被保険者資格がさかのぼって取り消されていることが確認でき、申立人と同様の被保険者資格の取消処理は、同組合の被保険者9人についても行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間において、A組合のレストランで午前10時から午後8時ごろまで、レジ・売上金の集計業務などの担当者として勤務していた。」と供述し、当時の同僚の妻も同様の供述をしているところ、上記の取消処理が行われた昭和47年6月5日付けで、申立人に係る別の厚生年金保険記号番号が払い出され、同年5月1日付けで同組合の被保険者資格を取得していることが確認でき、同様の処理は当時の同僚一人（申立人の兄）についても行われていることが確認できる。

加えて、年金事務所では、「当時のA組合に係る被保険者の資格取得日に係る届出書等の資料は、保管期限を過ぎているため保管しておらず、同組合に係る上記の被保険者

資格の取消し及び再取得の理由、経緯等が不明。」と回答している。

また、当該年金事務所は、「A組合に係る事業所原票は見当たらない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）の記録管理が必ずしも適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、A組合の当時の事業主、総務部長、経理事務担当者及び厚生年金保険事務担当者は既に死亡しており、回答のあった当時の従業員 11 人及び上記の同僚の妻からは、当時の同組合の従業員に係る被保険者資格の取消理由等を確認できる供述が得られない。

加えて、申立期間及びその直後の厚生年金保険加入期間における申立人の勤務形態及び勤務内容に変更が無いにもかかわらず、社会保険事務所において、A組合に係る申立人の被保険者資格を取り消し、同日付けで再取得の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人に係る上記の被保険者資格の取得に係る記録の訂正は事実即したものと考えることは難しく、当該資格取得に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 45 年 8 月 5 日であったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 45 年 8 月から 46 年 7 月までの期間は 4 万 5,000 円、同年 8 月から 47 年 4 月までの期間は 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年2月19日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月19日から同年6月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る「人事履歴書」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社海務部（「海上籍」（船員保険適用期間））から同社経理部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された「人事履歴書」によると、申立人が申立期間後の昭和34年11月に、A社経理部から同社C支店に異動した際の厚生年金保険の資格取得年月日が異動発令日の翌日であることから、申立人の同社における異動日は、異動発令日の翌日とする取扱いが行われていたと判断されるので、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日を28年2月19日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年6月の事業所別被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年9月1日、資格喪失日に係る記録を47年12月21日とし、申立期間の標準報酬月額を46年9月及び同年10月は10万円、同年11月から47年5月までは9万2,000円、同年6月から同年11月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から47年12月21日まで

A社に乗務員として勤務し、1か月間の見習期間後に厚生年金保険に加入した。申立期間のうち、一部の期間の給料明細があり、給料から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時、A社に勤務していた従業員の回答から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、事業所名及び支給年が記載されていないものの、「7月」、「10月」及び「12月」と記載された3か月分の給料明細を所持しており、当該給料明細は、当時のA社の従業員の供述から、同社が発行したものであると認められる。

さらに、当該給料明細に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を、当時の保険料率から検証した結果、当該給料明細は、昭和46年10月支給、同年12月及び47年7月支給のものと認められる。また、申立期間のうち、当該3か月間以外の期間については、A社において申立人と同じ職種であり、申立期間における厚生年金保険の加入記録の無い従業員一人が、同社は、当時、給与から厚生年金保険料を控除していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当時のA社の事務担当者は、保険料を翌月控除していたと供述しているところ、給料明細において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和46年9月及び同年10月は10万円、同年11月及び同年12月は9

万2,000円、47年6月及び同年7月は10万4,000円とすることが妥当である。また、同年1月から同年5月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間については、給料明細は無いものの、申立人が所持している当該期間の前の給料明細から、当該期間についても従前の保険料が控除されていたと認められることから、同年1月から同年5月までの期間は9万2,000円、同年8月から同年11月は10万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関係資料が無く保険料を納付したかどうか不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対する被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から47年11月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月19日から同年5月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社本社から提出された「人事個人票」、「社会保険被保険者台帳」及び国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年4月19日にA社C部（現在は、A社D支店）から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年5月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月1日から7年2月28日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、5年1月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成7年2月28日から同年3月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から7年2月28日まで  
② 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役営業部長であり、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、申立期間①について標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、同社には平成7年2月28日まで継続して勤務していたのに申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年2月28日より後の同年3月7日付けで、5年1月から6年10月までは53万円が8万円に、同年11月から7年1月までは59万円が9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。



また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和60年6月30日付けで同社の取締役<sup>そきゆう</sup>に重任し、遡及訂正処理が行われた日（平成7年3月7日）の時点において、引き続き、取締役であることが確認できるが、複数の元従業員は、「申立人は、営業担当取締役であり、厚生年金保険関係の事務手続には関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年1月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及びA社の複数の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間②において、解散・閉鎖されてはならず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年2月の給与明細書の保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間②当時、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、平成 17 年 7 月 16 日は 30 万円、同年 12 月 17 日は 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 16 日  
② 平成 17 年 12 月 17 日

A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳により、申立人は、平成 17 年 7 月 16 日及び同年 12 月 17 日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 16 日は 30 万円、同年 12 月 17 日は 35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の経理責任者の供述及びB社の在籍証明書から判断すると、申立人がA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（A社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記経理責任者は、「異動日は1日付けである。」と供述していることから、昭和48年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月31日から37年1月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社C支店から昭和37年1月1日付けで同社本社への異動はあったものの、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「転勤の場合、通常、末日付けの異動は考え難い。申立人は1日付けで異動していると思われる。」と回答していることから、昭和37年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを36年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年5月から同年8月まで  
私の母は、私が最初に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間前後の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親は、申立期間を含め前後の保険料を3回に分けてまとめて納付したと説明するが、保険料の納付時期、納付期間及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成12年9月から13年9月までの保険料は、14年10月16日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年6月までの期間及び3年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年6月まで  
② 平成3年7月

私は、平成5年ごろに市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きをした際、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、申立期間①の保険料をさかのぼって納付した。また、申立期間②の保険料は、さかのぼって納付したか、平成3年に国民年金の加入手続きをした際に保険料を納付したと思う。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、当該期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人は当該期間に係る国民年金の加入手続き時期、手続場所、保険料を納付した時期及び納付額の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間より後の平成5年9月に払い出されており、オンライン記録によると、当該期間に係る3年7月の資格取得は5年10月に記録追加されていることが確認できる。以上のことから、当該期間は、記録追加されるまで未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、当該記録追加時点では、時効により保険料をさかのぼって納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、払出時点から時効期限内で納められる申立期間②直後の3年8月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できるものの、当該払出時点では申立期間②の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



加えて、申立人は、厚生年金保険及び国民年金の記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、その他の年金手帳についての記憶は曖昧であるなど、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年9月までの期間、10年6月から同年8月までの期間及び11年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月から同年9月まで  
② 平成10年6月から同年8月まで  
③ 平成11年4月

私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをきちんと行い、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続き時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間②及び③については、オンライン記録によると、申立人が各申立期間の直前の平成10年6月1日及び11年4月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、それぞれ12年2月21日及び13年2月20日時点まで加入手続きが行われていなかったことが確認できる上、申立期間は未加入期間であるため、納付書が発行されておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 8 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 8 月から 58 年 9 月まで

私は、昭和 53 年\*月に 20 歳になったことをきっかけとして、国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は両親の援助を受けて納付し、申立期間②の保険料は自身の給与から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①当初の国民年金の加入手続を自宅近くの金融機関で行い、申立期間①及び②の保険料を毎月納付していたと説明するが、申立人が当時居住していた区では、金融機関での加入手続は行われておらず、保険料は原則 3 か月納付であったことから、当該区の当時の加入手続方法及び保険料の納付方法と相違する。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の昭和 60 年 11 月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①及び②は、いずれも時効により、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間②の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明している上、申立人が居住する区及び社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に申立人に対して年金手帳が払い出されていた記録は無いなど、当時、申立人に別の

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月  
私は、会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間については、申立期間直前の平成 13 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、勧奨事象が発生したとして、申立人に対し未加入期間国年勧奨が発送された後、平成 15 年 2 月に勧奨関連対象者一覧表が作成されていることから、当該作成時点まで厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていなかったものと考えられる。

また、申立人の平成 13 年 8 月 1 日の資格取得及び同年 9 月 4 日の資格喪失の記録は、15 年 11 月 25 日に追加されたことが確認でき、当該記録が追加されるまで申立期間は未加入期間であり、記録追加された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年7月までの期間及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月から同年7月まで  
② 平成3年1月

私は、平成3年ごろに国民年金の督促状が届いたので、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成2年5月及び3年1月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続をそれぞれ行った。」と述べているが、その記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、5年3月17日の資格得喪記録の追加により、未加入期間から未納期間に整備されており、当該期間は、当時、未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②の直後の3年2月の保険料は、過年度納付されていることが確認でき、前述の記録追加の処理日及び時効期限を踏まえると、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が所持する年金手帳の記号番号が払い出されたのは、昭和59年5月ごろであると推認され、申立人は、「現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持していたことはない。」と述べているなど、申立期間①及び②当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付した保険料額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 6 月まで

私は、昭和 63 年 3 月に短期大学を卒業後、1 年ぐらい経ったところに、将来年金を受給するためには国民年金に加入しなければいけないと考え、自身で加入手続きを行い、そのときから国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 5 年 7 月ごろに払い出されており、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、前述の手帳記号番号払出し直後の平成 5 年 8 月から 7 年 4 月にかけて、申立期間直後の 3 年 7 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料を、ほぼ毎月、時効により納付できなくなる直前に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成 3 年 3 月まで  
私の父は、私が 20 歳になった昭和 61 年\*月ごろに私の国民年金の加入手続を行った。また、私の申立期間の国民年金保険料は、私の母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金に関して、初めて被保険者となった日として平成 3 年 4 月 1 日と記載されており、申立人は、「申立期間当時、私は学生であった。」と述べていることから、申立期間は任意加入対象期間であり、さかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人が所持する年金手帳の記号番号が払い出されたのは、平成 3 年 4 月ごろであると推認され、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無い。」と述べており、申立期間以前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行ったとする父親は、加入手続の時期及び国民年金手帳に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月まで  
私が 20 歳になったとき、勤務していた飲食店に区役所かどこかの方が来てくれて国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は飲食店の給料から控除されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金事務組合の事業団の国民年金記号番号簿によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 53 年 2 月に払い出されており、同事業団による国民年金保険料の徴収は 53 年 4 月から開始されていることが確認できる。また、申立人が申立期間の保険料を納付するには、保険料をさかのぼって納付することになるが、申立人は、「保険料をさかのぼって納付したことはないと思う。」と述べている。

さらに、オンライン記録においても、53 年 4 月から保険料が納付されていることが確認でき、国民年金事務組合の事業団の記録と符合する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人が勤務していた店の経営者は既に死亡しているため、申立期間当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から平成3年1月まで  
私は、昭和47年10月ごろ、妻に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料も前納で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「私は昭和47年10月ごろに、妻に勧められて国民年金に加入した。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成5年2月ごろに払い出されており、その旨を説明すると申立人は、「平成2年の再婚後に妻に勧められて加入した。昭和47年ごろは加入していなかったかもしれない。47年から加入していたと思ったのは、年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に47年10月10日と記載されているからである。また、年金手帳は、現在所持する1冊のみであり、それ以外に別の年金手帳を所持したことはない。」と述べており、5年2月以前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、前述の記号番号の払出し後の平成5年3月及び同年4月の2度に分けて、申立期間直後の3年2月から4年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できる上、付加保険料納付の申出が5年3月に行われ、以後、付加保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年2月まで  
私の母は、私が20歳になったときに、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金の手帳記号番号は、平成9年1月の基礎年金番号の付番に基づくものであり、申立人は、「所持する年金手帳以外に国民年金手帳を所持していたことはない。」と述べており、同年同月以前に申立人に対して、国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時においては学生で国民年金の任意加入対象者であり、上述のとおり国民年金の加入手続が行われていないことから、申立期間は未加入期間となっており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする母親は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 2 年 3 月まで  
私は、大学卒業後の平成 2 年 4 月に派遣社員として働き始めた際、国民年金に加入し、その後、20 歳にさかのぼって国民年金保険料を納めるよう納付書が届いたので、数回にわたり保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 8 月ごろに払い出されており、また、申立人は、「申立期間は、大学生だった。」と述べていることから、申立期間は任意加入適用期間であり、さかのぼって被保険者資格を取得することができず、申立期間は未加入期間であることから、社会保険事務所（当時）から申立期間の納付書が送付されることもなく、申立期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、「送られてきた納付書を何回かに分けて納付した。」と述べているが、申立人は申立期間に係る保険料の納付回数、納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から平成17年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から平成17年12月まで

私は、昭和36年から48年まで自宅にいなかったが、国民年金保険料の未納の通知が母のもとに数百通届いていた。48年ごろに区役所に行って相談し、その後は保険料を納付することとした。当初の1年間は私が郵便局で保険料を納付し、その後は元内縁の妻及び妻が保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の元内縁の妻及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の大部分の保険料を納付していたとされる元内縁の妻及び妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は外国籍であり、昭和56年12月以前は、在日外国人は国民年金に加入することはできなかったこと、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人、元内縁の妻及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から町会長でもあるアパートの大家に、夫婦二人分の国民年金保険料を家賃及び町会費と一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時居住していた区で町会長に夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 2 回払い出されており、一つ目の手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月ごろに申立人の実家所在地の村で母親及び兄と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、当該手帳記号番号では申立期間直前の同年 4 月分の保険料の納付記録しかないことが国民年金被保険者台帳から確認できるほか、当該被保険者台帳の記載から、被保険者台帳は、申立期間後の 42 年 9 月 11 日に実家所在地を管轄する社会保険事務所（当時）から一時申立人の夫の実家所在地を管轄する社会保険事務所に移管され、その後 43 年 4 月 15 日に上記の区を管轄する社会保険事務所に移管されていることが確認でき、同時点まで、申立人は上記の区で当該手帳記号番号の被保険者として把握されていなかったと考えられる。

また、二つ目の手帳記号番号は、申立期間後の昭和 41 年 8 月ごろに夫と連番で上記区で払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該払出簿の夫の手帳記号番号欄には「重複」「取消」及び「廃棄」の記載があり、夫については、当該払出時点以前に居住していた区で既に払い出された手帳記号番号が存在し、この手帳記号番号で保険料を納付していたことが確認できたことから、41 年 8 月ごろに

払い出された手帳記号番号は取消等の処理がなされたと考えられるが、申立人については、上記のとおり、当該払出時点まで被保険者として把握されておらず、保険料が未納であったことから夫と同様の手帳記号番号の取消等の処理が行われなかったと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から同年 8 月まで

私は、昭和 48 年 3 月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を区で行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料額、保険料の納付時期及び納付方法についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻前の会社退職後の昭和 48 年 3 月ごろに国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を区の窓口で 2 回に分けて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は入籍した 48 年 9 月ごろに夫婦連番で払い出されているほか、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は曖昧であること、申立期間の保険料の一部（48 年 3 月分）は過年度保険料となるため当該区の窓口で納付することはできないこと、夫婦一緒に納付していたとする夫は、申立人と同様 48 年 9 月から保険料の納付を開始しており、申立期間の保険料は未納になっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当該区から転出したことはなく、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで  
私の父は、私が 20 歳になった昭和 51 年\*月に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 55 年 4 月ごろに払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった 53 年 4 月以降の保険料は納付されているが、それより前の申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第 3 回特例納付により納付する以外に無く、申立人は、父親から特例納付で保険料を納付したとは聞いていないと説明していることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 54 年 3 月まで  
私の父は、私が 20 歳になった翌月に私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が第 3 号被保険者資格の取得の届出をした昭和 63 年 8 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日は第 3 号被保険者資格を取得した 62 年 11 月 1 日と記載されていることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年4月までの期間及び昭和47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から46年4月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで

私の父は、私が20歳のときに、国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、会社退職後の昭和47年1月以降の保険料は自身で納付しており、申立期間②だけ未納のままにしておくことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の手帳記号番号は申立期間後の昭和48年4月に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳にも発行日が48年3月27日と記載されており、当該払出時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立期間①と同様、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人が所持する領収証書により、申立人は、当該期間直後の昭和47年度の保険料を48年4月4日に現年度納付（厚生年金保険加入期間の47年5月から同年12月については還付処理）していることが確認できるが、申立人は、保険料の過年度納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年9月までの期間及び63年10月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年9月まで  
② 昭和63年10月から平成元年6月まで

私は、昭和59年3月に退職後、母に勧められて区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、金融機関か郵便局で国民年金保険料を納付していた。61年10月に学生に戻ったため資格喪失手続を行い、63年9月に卒業した際は、再び加入手続を行い、保険料の納付を再開した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間②より後の平成3年7月に払い出されており、当該払出時点で、過年度納付することが可能な申立期間②直後の元年7月以降の保険料が納付されていることが確認できるものの、当該払出時点では、申立期間①及び②の大半の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 9012

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年10月から平成2年2月まで

私は、学生時代に、母が「なぜ学生は収入が無いのに国民年金保険料を払わなくてはいけないのかしら。」と言っていたことを憶えており、母は私の学生時代の保険料を納付してくれていた。また、就職時に会社の人事担当者から「国民年金に加入していたが、これからは厚生年金保険一つになる。」と言われたことも記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親から当時の加入手続及び保険料納付の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に母親から年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）においても、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月まで

私は、国民年金保険料納付の督促状が届いたので、未納分の保険料として 20 数万円を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成 2 年 1 月から同年 4 月までの間に督促状が届いたため、申立期間の保険料を納付したと説明するものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該時期よりも後の 4 年 6 月に払い出されていることが確認でき、申立人が当時居住していた区の電算記録にも、申立人は 4 年 6 月 3 日の資格取得届出により初めて国民年金に加入した旨の記録が確認できる。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該払出時点から、時効期間内で過年度納付することが可能であった 2 年 5 月分までさかのぼって納付しており、さかのぼった期間の保険料額は、申立人が納付したと説明する金額とおおむね一致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から11年2月まで  
私は、平成11年に区役所で国民年金保険料の免除申請を行った際、申立期間の保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間直後の平成11年4月に保険料の免除申請を行い、その後も12年4月からは学生納付特例の申請を行っており、13年3月に厚生年金保険に加入するまでの保険料の納付が免除されていることが確認できるが、申立人は、申立期間の保険料の納付について「大きな金額だった」と説明するのみであり、納付金額、納付すべき保険料額を知った経緯及び区役所で保険料を納付した際の状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの期間及び5年12月から6年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年3月まで  
② 平成5年12月から6年9月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付したとする母親は、加入手続の時期、手続の場所、保険料の納付額、納付時期、納付場所及び納付方法の記憶が曖昧である。

また、申立人が学生であった申立期間①については、申立人の二人の姉も、学生であった20歳から厚生年金保険に加入するまでの期間が未加入期間である上、オンライン記録により、申立期間①及び②の資格取得及び資格喪失の記録は平成12年11月16日に追加されていることが確認できるため、当該記録追加時点では、申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間当時に国民年金の年金手帳を交付された記憶が無い上、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 5 月まで

私は、昭和 63 年 9 月まで勤めていた会社を退職した後、市役所で国民健康保険の加入手続を行うとともに、市役所年金課の窓口で国民年金の加入手続も行い、その後、平成元年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付した。元年 4 月及び同年 5 月の保険料は、母が納付してくれたと思う。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間のうち平成元年 4 月及び同年 5 月については、母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である上、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 45 年 4 月まで  
② 昭和 45 年 5 月から 49 年 9 月まで

私は、昭和 45 年 4 月の婚姻後、夫に勧められて国民年金に加入し、申立期間②の国民年金保険料を納付してきた。その後、昭和 49 年 10 月ころ訪問してきた集金人に 20 歳からの未納分をさかのぼって納付できると言われ、その場で申立期間①の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が転居先に訪問してきた集金人に国民年金保険料を納付したとする昭和 49 年 10 月は、第 2 回特例納付の実施期間であり、さかのぼって納付することは可能であるが、申立人が居住していた A 県発行の「国民年金事業年報 74 (昭和 50 年 7 月)」によれば、第 2 回特例納付で重点的に納付勧奨する対象としていたのは、「時効消滅した保険料を納付しないと老齢年金の受給資格要件を満たし得ない者」であり、申立人はその対象外であったことが推認される。

加えて、申立人が申立期間①に保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、当該期間①の 20 歳からの分をさかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

申立期間②について、申立人は、「送付されてきた納付書により近くの金融機関で保険料を納付していた。」と述べているが、申立期間は 53 か月に及んでおり、申立期間②当時に申立人が保険料を納付していたとする金融機関及び申立期間②当時に申立人が居住していた区の双方において、53 か月にわたって保険料の収納事務の誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②に保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間②の保険料を納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 60 年 12 月まで  
昭和 61 年 1 月ごろ区役所から国民年金の未納の通知書が届き、私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を 2 年さかのぼって一括で納付した。納付額は、二人併せて 40 万円くらいだった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年 1 月ごろ区役所から国民年金の未納の通知書が届き、自身が国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 63 年 1 月ごろに夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫も申立人の申立期間と同じ期間の国民年金保険料が未納となっており、申立人が一括で二人分の保険料を納付したとする金額は、前述の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間直後の保険料を過年度納付及び現年度納付したときの納付済金額とおおむね一致するものの、申立期間の保険料額とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 61 年 6 月まで

私は、22 歳だった昭和 54 年に市役所で国民年金の加入手続を行い、自身で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年に国民年金の加入手続をしたときの市役所の建物は現在と同じで、国民年金保険料を納付した金融機関も同じ建物内にあった。」と回答しているが、加入手続や保険料納付に係る建物についての整合性が認められず、また、申立人が納付したとする保険料額及び納付方法についても申立期間当時の状況と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 63 年 8 月ごろに払い出されたものと推認され、また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を受領した記憶が無いことから、申立期間以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人は申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 52 年 12 月まで

私は、昭和 52 年 5 月の婚姻時に、母に勧められ、母と一緒に区役所出張所に行つて、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）ではない別の社会保険事務所において昭和 61 年 7 月に払い出されており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間を含む昭和 52 年 3 月から同年 12 月までの期間は、平成 9 年 5 月に資格得喪の記録が追加されたことにより、52 年 3 月及び同年 4 月の期間は未納期間に、同年 5 月から同年 12 月までの期間は婚姻期間であり任意加入期間となるため未加入期間にそれぞれ整備されたものであり、さらに、当該整備の時点までは、申立人が婚姻していることが把握されておらず、申立期間は当初から国民年金の未加入期間であったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続並びに保険料の納付方法、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月から 9 年 2 月まで

私は、母に勧められて平成 3 年 11 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申請免除を受けていた。申立期間の保険料が免除とされておらず、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 3 年 11 月から 5 年 7 月までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は 5 年 9 月に払い出されたものと推認されることから、手帳記号番号の払出時点では、当該期間の免除申請をすることができない期間である。

申立期間のうち、平成 5 年 8 月から 7 年 3 月までの期間については、申立人は大学生であり、当時の「学生に係る保険料免除基準」によれば、当該免除の適否判断に際し、親元の世帯の世帯員と同居しているか、別居しているかに関わらず、親元の世帯の所得状況も考慮することとされており、また、実家の両親は申立期間の国民年金保険料を納付している。これらの状況を考慮すると、申立人は免除申請を行っていなかったと考えるのが自然である。

申立期間のうち、平成 7 年 4 月から 9 年 2 月までの期間については、申立人は、「申立期間の保険料については、低収入のため納付できなかったため、免除申請手続を毎年行っていた。」と述べている。しかし、申立期間直後の免除申請は、9 年 4 月 1 日に行われ、前月の同年 3 月分の免除が承認されていることが確認でき、制度上、免除の承認期間は、申請月の前月以降の保険料とされていることから、当該申請時点では、当該期間の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。また、申立期間は、合計 64 か月と長期間に及んでおり、行政側において、年度ごとに行われる国民年金保険料の免除申請手続について、申立期間に係る複数回のすべてに不適切な事務処理が生じた

とは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入時期等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から3年3月まで  
② 平成15年8月から同年12月まで

私の母は、私が20歳になった平成元年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、大学生であった申立期間①の国民年金保険料を納付した。結婚後の申立期間②の保険料は、私が納付した。申立期間①及び②が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、申立人は大学生であり、学生の強制加入制度が実施される平成3年4月より前の任意加入期間となり、当時の制度では、学生だった申立人は任意加入手続により国民年金に加入できるが、申立期間①当時に申立人に国民年金手帳の記番号が払い出された記録は見当たらず、当該期間は、オンライン記録において未加入期間となっているため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、「母が、自分が20歳になった平成元年\*月に加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の母が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付してくれていたとする母は、申立人の国民年金手帳に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が、申立人の申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

申立期間②について、戸籍の附票によれば、申立人の住所地が申立期間②において海外にあったことが確認でき、申立期間当時、海外在住の邦人は任意加入期間となり、ま

た、申立人は「国民年金の任意加入の手続を行っていない。」と述べていることから、申立期間②は未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が、申立期間②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 55 年 3 月まで  
私の父は、私が学生だったころに私の国民年金の加入手続を行い、20 歳になった昭和 52 年\*月からの国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は大学生であり、申立期間は学生の強制加入制度が実施される平成 3 年 4 月より前の任意加入期間となり、オンライン記録では未加入期間となっていることから、申立期間は、制度上、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 55 年 10 月に払い出されたものと推認され、また、申立人は、同年 4 月にさかのぼって資格取得していることが確認でき、申立期間以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする父は死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金付加保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月

私の妻は、私が会社を退職した直後の平成 8 年 7 月に区役所出張所で私と妻の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料及び付加保険料を一緒に納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「平成 8 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料及び付加保険料を一緒に納付してきた。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立人の妻の付加保険料納付の申出日は平成 8 年 7 月 31 日に行われていることが確認できるものの、申立人の付加保険料納付の申出は平成 8 年 8 月 5 日に行われており、申立期間の付加保険料をさかのぼって納付することはできない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同記録によれば、平成 8 年 8 月 20 日から同年 8 月 22 日の間に払い出されたものと推認されることから、申立期間当時に別の手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金付加保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、大学に編入するため会社を退職した後の昭和 62 年 4 月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、平成 3 年 4 月に再就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付方法等の記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 62 年 4 月に、当時居住していた市役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、当該市役所が独自に作成した「国民年金手帳番号払出表」においても、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことを示す記載が無いほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明するなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時は大学生及び大学院生であり、申立期間は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であるため、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 4 年 3 月まで

私は、申立期間当時は大学生で下宿していた。時期は定かでないが、実家に届いた年金の通知を母から受け取り、自身で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付金額、納付頻度、納付書等に関する記憶が曖昧である。

また、大学生は、申立期間当初は国民年金の任意加入対象者であり、平成 3 年 4 月以降に強制加入対象者となっているが、申立人はいずれの期間とも国民年金に未加入であり、保険料を納付することができないほか、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、年金手帳に関する記憶も曖昧であるなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から同年 5 月まで

私は、会社を退職後、区役所へ行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。就職していない間は、国民年金の納付書と国民健康保険の納付書が届いていたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 63 年 2 月当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 11 月ごろに払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から9年3月までの期間及び15年12月から17年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から9年3月まで  
② 平成15年12月から17年1月まで

私は、平成5年12月に勤めていた会社を退職し、大学の夜間部から昼間部に転入する6年4月までの間に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請を行った。また、15年12月から17年1月の間は、会社を退職し収入が無かったため、免除申請を行った。申立期間①が国民年金の申請免除ではなく未加入とされ、申立期間②の保険料が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人はそれぞれの申立期間中に免除申請の手続を各1度ずつ行ったと説明しているが、申立期間当時の免除申請は年度ごとに行う必要があったほか、申立人は免除申請後に免除に関する通知を受けた記憶は無いと説明している。

また、申立期間①については、申立人の基礎年金番号は平成9年6月に付番されており、当該期間当時に申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立人は現在所持している厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は当該期間の申請免除を行った後に保険料の納付書が送付されてきたと説明していることから、当該期間当時に申立人が保険料を免除されていたとは考えにくいほか、申立人が当時居住していた市が管理している記録では、申立人に係る当該期間の免除申請を受け付けた記録が無いなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 63 年 8 月まで

私は、昭和 57 年ごろ会社が倒産したため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後勤めた会社が 63 年に厚生年金保険適用事業所になった際、書類作成で国民年金番号を記載したような記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金保険料の納付金額、納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人は現在所持する厚生年金保険番号が記載された年金手帳以外の手帳の記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 9032 (事案 3080 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 42 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 42 年 4 月まで

私は、申立期間当時の国民年金手帳も所持しており、婚姻前は自身で、婚姻後は妻が国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻は、申立期間当時の保険料の納付金額及び納付場所等に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間当時は印紙検認方式により保険料が収納されていたが、印紙検認による納付に関する記憶が無いほか、保険料を納付していたとされる申立人の妻も申立期間の大部分が国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、当該期間の保険料を納付したと主張しているが、当初の決定を変更すべきことを検討するような新たな資料の提供や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から61年3月まで

私は、将来のことを考え、市役所で国民年金に加入した。結婚後も任意加入手続を行い、国民年金保険料の納付を続けており、被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料を集金人に納付していたと説明しているが、当時居住していた市では昭和46年4月から納付書制度が実施されている。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和57年5月12日に被保険者資格を喪失したことが記載されており、当該資格喪失日は、オンライン記録、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿の資格喪失日とも一致していること、当該資格喪失日から第3号被保険者資格を取得する前の61年3月までの申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 9035 (事案 1575 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 51 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 51 年 11 月まで

私は、会社退職後、国民年金の加入手続を行い、私の母が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。再申立てに当たり、申立期間当時に母が記入していた預金のメモを提出するので、改めて審議をしていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている元妻も申立期間の保険料が未納となっているほか、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 9 月時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の保険料の納付を示す新たな資料として、申立期間当時に申立人の母親が記入したとする預金のメモを提出しているが、その内容は申立期間の保険料の納付に関するものではなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 49 年 12 月まで

私は、会社退職後の昭和 47 年 2 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、会社退職後の昭和 47 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 56 年 5 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で過年度納付することが可能な厚生年金保険加入期間後の 55 年 7 月から 56 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが申立人の所持する領収証書により確認できるが、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 49 年ごろに、区報や区役所の掲示物などを見て、過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付できることを知り、夫婦二人分の未納期間の保険料を近くの金融機関で納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和 49 年ごろに夫婦の未納保険料をさかのぼって十数万円納付し、すべて納付済みとしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 50 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間のうち 48 年 4 月から同年 9 月までの期間は、払出し当時実施されていた第 2 回特例納付の対象期間ではなく、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を過年度納付することができない期間である。

また、申立人は、区職員から今から 60 歳になるまで保険料をすべて納付すれば、将来年金が支給されることを教えてもらったと説明しており、申立人は手帳記号番号払出時点で特例納付をしなくても 60 歳到達時まで保険料を納付すれば、年金の受給資格を満たすことが可能であり、特例納付しなければならない状況になかったこと、申立人の夫も、20 歳到達時の昭和 44 年\*月から 50 年 3 月までの期間の保険料は未納となっていることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間及び54年6月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで  
② 昭和54年6月から56年3月まで

私は、昭和51年の転居した際に国民年金の加入手続をして以降、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年2月に夫と連番で払い出されており、夫は、申立期間を含む昭和52年度から55年度までの保険料は未納となっており、申立期間②直後の56年度の保険料は、当時は夫婦とも申請免除期間となっていること、59年6月までの納付状況が記載された年度別納付状況リストでは、申立期間の保険料は未納とされていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで

私は、平成7年8月に、国民年金の第3号被保険者の種別変更手続をするため市役所へ行った際、3か月間の国民年金保険料の未納期間があると指摘され、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、市役所で平成7年8月に第3号被保険者への種別変更手続を行った際、申立期間の保険料の未納を指摘され、未納保険料を窓口で納付したと説明しているが、当該市では、当時過年度保険料の納付書は発行していたが、収納はしていなかったと説明しており、申立人は、納付場所及び納付状況等に関する記憶が曖昧である上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額と大きく相違する。

また、オンライン記録により当該種別変更手続は、平成7年11月に行われていることが確認でき、当該種別変更手続時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年6月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、区の集金人を通じて国民年金保険料を納付してくれていた。事業所を法人化した昭和42年ごろに、妻が十数万円の保険料を納付してくれたことも憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、母親が納付していたとされる時期の状況が不明である。

また、申立人の妻は、事業所を法人化した昭和42年7月ごろ集金人に十数万円の保険料を納付したと説明しているが、納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違すること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の43年5月ごろに払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記記号番号の手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの期間及び54年4月から55年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から50年3月まで  
② 昭和54年4月から55年5月まで

私の母は、昭和48年4月に私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳を母親から受け取った記憶が無く、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことかわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から60年3月まで  
② 昭和60年4月から同年12月まで  
③ 昭和61年1月から平成3年8月まで

私の妻は、私が電気関係の事業を立ち上げた昭和58年10月ごろに、夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、夫婦連番で平成4年10月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①、②及び③の大半の期間は時効により保険料を納付することができない上、申立期間①及び③については、一緒に保険料を納付したとする妻も未納となっており、申立期間②は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間③直後の平成3年9月の保険料は、5年10月に時効を超えて納付された3年7月分の保険料が充当処理されたものであることから、当該納付時点で、申立期間③のうち同年7月の保険料は未納であったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 11 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が平成 5 年 4 月に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。会社に年金手帳を提出するために父から手帳を受け取った際「お前が成人してからきちんと保険料を納付している。」と言われ、手帳にも国民年金の資格取得日が昭和 60 年 4 月 16 日と記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人と同居しており、父親が申立人と同様に保険料を納付していたとする申立人の妹は、20 歳から厚生年金保険に加入するまでの期間が国民年金に未加入であり、国民年金手帳の記号番号は、厚生年金保険の資格を喪失した昭和 63 年 12 月に申立人と連番で払い出されているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、父親から受け取った年金手帳は現在所持しているもののみであると説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、所持する年金手帳に、初めて被保険者となった日として、昭和 60 年 4 月 16 日の記載があることから、同年度から保険料を納付していたはずであると



主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼって記載されるものであり、保険料納付の始期を特定するものではない。

なお、当該年金手帳の国民年金の記録のページの記載によると、申立人は当初強制加入被保険者である第1号国民年金被保険者とされていたが、後日、任意加入被保険者に訂正されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間、45年4月から47年9月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和45年4月から47年9月まで  
③ 昭和48年1月から同年3月まで

私の母は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、私が結婚した39年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。また、結婚後の未納分の保険料は、私が区役所に採用された年の夏のボーナスで、夫が48年6月に一括納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時の納付状況については、保険料を納付していたとする母親から聴取することができず、一括納付したとする申立人の夫からは聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については、当時同居していた母親及び申立人の弟の国民年金手帳の記号番号は、40年12月に申立人の手帳記号番号と連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、母親は36年4月から39年3月までの保険料が納付済みとなっているが、当該納付済期間の保険料は手帳記号番号払出し以降にさかのぼって納付したものと考えられる上、弟は所持する領収証書により36年4月から42年3月までの保険料を48年11月にさかのぼって納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち昭和39年4月から41年3月までの期間、申立期間②及び申立期間③については、夫が未納分の保険料を一括納付したとする48年6月は、特例納付

の実施期間ではなく、納付したと説明する金額はこれらの期間の保険料を特例納付により納付した場合の保険料額と一致しないなど、母親及び夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から53年8月まで

私の父は、私が20歳になったときに国民年金の任意加入手続をして、私が大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていた。大学を卒業した翌月からは私自身が保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間のうち、大学卒業以前の期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間のうち、大学卒業後の期間については、申立人は保険料額、任意加入から強制加入への切替手続及び氏名、住所の変更手続に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、大学入学に際して、実家から当時の住所地に住民登録を移したとしているため、大学在学中は、父親が実家の所在市で申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、申立期間直後の昭和53年9月21日に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年2月まで

私の母は、私が20歳になった昭和63年\*月ごろに、国民年金への加入意思を確認する通知が届いたので、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、当時の納付書は3か月分ずつ納付する様式であったと説明しているが、申立人が当時居住していた区の納付書は当時1か月分ずつ納付する様式であり、納付書の様式が合致しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として平成9年1月に付番されており、当該年金手帳の国民年金の記録ページには、最初の資格取得日が申立期間よりも後の8年12月21日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無い上、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年12月まで  
私たち夫婦は、婚姻後に夫が私の国民年金の再加入手続を行ってくれたので、その後、遅れがちではあったが、さかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、申立期間の保険料の納付時期及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する領収証書により、申立期間直後の昭和51年1月から同年3月までの保険料が53年4月に納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成 14 年 7 月から 20 年 10 月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 54 年 3 月まで  
② 平成 14 年 7 月から 20 年 10 月まで

私は、申立期間①については、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、保険料を免除申請していた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを確認できる資料が無く、申立人は当該期間の再加入手続及び免除手続の時期に関する記憶が曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、当該期間当初の平成 14 年 7 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより国民年金の加入勧奨事象が発生しており、加入勧奨が行われたものの、16 年 2 月 24 日に勧奨関連対象者一覧が作成されていることから、当該時点まで申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったことが確認できる。

加えて、その後の平成 22 年 1 月 22 日に過年度納付書が作成され、同年 1 月 28 日に 19 年 12 月から 20 年 10 月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では、制度上、申立期間②の保険料を免除申請することはできないなど、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 61 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親は、国民年金の加入手続の時期、手続場所、保険料の納付方法及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人と同居していた弟も、申立人と同様に 20 歳到達時から昭和 61 年 3 月までの保険料が未納であり、母親はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 61 年 7 月時点で申立期間のうち、59 年 3 月以前の保険料は時効により納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び9年2月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月  
② 平成9年2月から10年3月まで

私は、平成9年2月に会社を退職してアルバイトをしていた時、国民年金保険料の納付書が届いたことから、申立期間の保険料を一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成9年2月以降に申立期間の納付書を受け取り、申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人が一括して納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大きく異なること、オンライン記録から、申立人は、15年3月以降の第3号被保険者資格の取得に係る手続を同年5月に行ったことにより、国民年金に初めて加入していることが確認でき、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から51年9月までの期間、55年1月から58年1月までの期間及び平成4年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から51年9月まで  
② 昭和55年1月から58年1月まで  
③ 平成4年1月から同年8月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付しており、さかのぼって保険料を納付したこともある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び婚姻前の保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしてくれたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、婚姻するまで同居していた妹も、婚姻するまでの期間は国民年金に未加入であること、申立人が結婚後に保険料と一緒に納付していたとする妻も、当該期間のうち婚姻後の期間は未納であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年7月に払い出されており、当該期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、当該期間に係る被保険者資格取得の記載が無いこと、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の妻が当該期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、オンライン記録から、当該期間直後の平成4年9月から6年3月までの申立人及びその妻の保険料が同年10月に納付されていることが確認でき、当該納付保険料額は申立人がさかのぼって納付したとする金額におおむね一致すること、当該納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間について、保険料を一緒に納付したとする妻も未納であることなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年6月まで  
私は、納付していなかった申立期間の国民年金保険料を転居する前にまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成16年10月に転居することになったことから、納付していなかった申立期間の保険料をまとめて納付したと説明しているが、オンライン記録から、申立人は、申立期間直後の14年7月から16年3月までの保険料を16年9月1日に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 62 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳になったところに市役所で国民年金の加入手続を行い、口座振替で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立人の年金手帳を受け取った時期及び保険料額について記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間中の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで実家所在地の市から別の市に転居していることが戸籍の附票から確認できるが、申立人及びその母親は、転居先の市において国民年金に係る住所変更手続を行った記憶が無く、申立人の国民年金の記号番号は、申立期間後の 62 年 4 月に払い出されており、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、当該払出時点で申立期間のうち一部の期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、母親は、保険料をさかのぼって納付したとは主張しておらず、申立人と同様に母親が加入手続及び保険料納付をしてくれたとする申立人の姉及び妹は、国民年金の記号番号が 61 年 6 月ごろに連番で払い出され、いずれも同年 4 月以降の現年度保険料から納付を開始していること、申立人は、母親から受け取った年金手帳は国民年金の記号番号が記載されたもの 1 冊であるとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から12年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から12年11月まで  
私の母は、平成12年11月ごろ、私の20歳以降の未納となっていた国民年金保険料のうち、納付可能な2年分の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、母親は、平成12年11月ごろに区役所事務所の窓口で申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、当該時点では、申立期間のうち同年3月以前の期間の保険料は過年度保険料となり、区役所事務所の窓口では納付することができない。

また、申立人は、平成14年3月に同年1月から3月までの保険料を現年度納付した後、順次保険料の現年度納付を行っていたが、15年1月14日に申立期間直後の12年12月から13年3月までの保険料を、15年3月14日にその後の13年4月から同年12月まで保険料をそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、当該過年度納付時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の昭和 60 年 12 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月から 58 年 7 月まで  
② 昭和 60 年 12 月

私は、昭和 57 年 10 月の結婚の翌月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間②の保険料は還付されたと説明を受けたが保険料の還付を受け取っていないので納付済みとしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期、加入場所及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人の夫も当該期間の自身の保険料は未納である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 6 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間の保険料の還付を受けた記憶は無いと説明しているが、オンライン記録には還付対象期間、還付金額、還付決議日、還付対象者の申立人の氏名・住所、送金通知書の作成日及び振込口座番号が記録されており、この記録内容に不合理な点は無く、当該期間の保険料の還付の事務処理は適切に行われたものと認められるほか、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、

申立期間②の保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで  
私は、20 歳になった時に国民年金に加入し、就職するまでの期間の国民年金保険料は、母と私のどちらかが毎月納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続及び保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時の制度では、大学生であった申立人は任意加入手続により国民年金に加入できるが、申立期間に国民年金に加入した記録は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 8 年 5 月ごろに払い出されているため、保険料を納付することができないほか、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の姉も大学生であった期間は未加入期間である。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳に関する記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から62年3月まで  
私は、20歳のときに国民年金に加入し、私が結婚するまでの国民年金保険料は、私の母が定期的に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年1月から同年4月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 62 年 3 月まで

私の母は、私が大学生のときに私の国民年金の加入手続をし、最初の数回の国民年金保険料を納付書で納付し、その後は口座振替で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする母親は、保険料の納付額等に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間の保険料を最初の数回は納付書で、その後は口座振替で納付したと説明していたが、母親自身による金融機関への問い合わせの結果、保険料の口座振替の事実は無いことが確認できた。

また、申立期間当時の制度では、大学生であった申立人は任意加入手続により国民年金に加入できるが、申立期間に国民年金に加入した記録が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が大学を卒業した後の昭和 63 年 6 月ごろに払い出されているため、保険料を納付することができないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、その後 1 年か 2 年の間、毎月 2 か月分ずつ、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする母親は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付場所、納付金額に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 5 月ごろに払い出されており、申立期間直後の平成元年 1 月以降の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるものの、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在まで所持する手帳は 1 冊であり、ほかの手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から平成 2 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から平成元年 3 月まで  
② 平成元年 4 月から 2 年 1 月まで

私の父が、私の国民年金の加入手続をしてくれ、母がさかのぼって 20 歳からの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料をさかのぼって納付したとする母親は保険料の納付額、納付時期に関する記憶が曖昧であり、申立期間①は、当時の制度では、学生であった申立人は任意加入手続により国民年金に加入できるが、当該期間に国民年金に加入した記録が無く、さかのぼって保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 4 年 2 月ごろに払い出されており、申立期間直後の 2 年 2 月から同年 4 月までの保険料は 4 年 3 月に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、上記手帳記号番号が記入された年金手帳が申立人の最初の年金手帳であると説明しているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年8月までの期間及び58年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年8月まで  
② 昭和58年7月

私の母は、国民年金保険料をさかのぼって納付するようにとの手紙が届いたため、私の未納期間の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年3月ごろに払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月から63年3月  
私は、20歳になったことをきっかけに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付方法、納付場所、納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年6月ごろに払い出されており、申立期間直後の昭和63年4月の保険料は平成2年7月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在までに所持する年金手帳は1冊であり、申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月8日から33年8月10日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。高校を卒業してすぐに同社B出張所に勤め始め、C工事で資材運搬業務の事務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社B出張所の上司及び従業員の回答により、期間は特定できないものの、申立人が同社同出張所の工事現場での仕事に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「当社の従業員名簿に名前が無いため、申立人は正社員ではなかったと思われる。また、当時、正社員以外も、厚生年金保険に加入させている記録があるが、申立人の名前は、加入名簿に記載が無い。さらに、厚生年金保険加入者以外から、厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

また、申立人が名前を記憶しているA社の上司は、「申立人と一緒に仕事をしたが、申立人は、下請会社であるD社の社員だった。」と供述している。

さらに、申立期間に、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員11人に対して、申立人の勤務状況を照会したところ、そのうち3人から回答があったが、いずれも申立人を記憶していない。

一方、D社は、「申立期間は申立人の当社入社以前の期間である。」と回答しており、同社から提出された人事記録によれば、申立人の同社への入社は昭和34年5月9日であることが確認できる。

また、上述のA社の上司が記憶している、D社の申立人の上司は、「申立人は、現場採用であり、正社員ではなかった。」と供述している。

さらに、申立期間においてD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員21人に対して、申立人の勤務状況と厚生年金保険加入状況を照会したと

ころ、10人から回答があったが、そのうちの二人は、「申立人がC工事現場に勤務していたことを知っている。申立人は自分と同様に現場採用であったが、現場採用は、すぐには正社員にはなれず、その後、正社員になり、厚生年金保険の被保険者となった。」と供述していることから、申立人はD社の現場採用の従業員であったと考えられる上、同社では、申立期間当時、現場採用の従業員については、正社員になるまでは厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

なお、A社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年春から同年秋まで  
② 昭和31年秋から33年春まで

A社(B班)で土工としてC工事に従事した申立期間①及び同社(D班)でとび職としてE工事に従事した申立期間②の加入記録が無い。同社のそれぞれの班で、それぞれの工事に従事していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人は、A社(B班)で土工としてC工事に従事したと供述している。

しかしながら、A社は、「当社の従業員名簿に名前が無いので、申立人は正社員ではなかったと思われる。また、当時、正社員以外も、厚生年金保険に加入させている記録があるが、申立人の名前は、加入名簿に記載が無い。さらに、厚生年金保険加入者以外から、厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

また、申立人は同僚の名前を覚えておらず、このため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であり、住所が判明した36人に対して、申立人の勤務状況と厚生年金保険加入状況を照会したところ、22人から回答があり、そのうちの4人がC工事現場に勤務していたとしているが、「班は下請のようなものであり、そこに属する者とA社とは直接雇用関係が無い。」と供述していることから、申立人はA社に雇用されていなかったことがうかがわれ、また、同社では、厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、健康保険の整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、A社（D班）でとび職としてE工事に従事したと供述している。

しかしながら、A社は、「当社の従業員名簿に名前が無いので、申立人は正社員ではなかったと思われる。また、当時、正社員以外も、厚生年金保険に加入させている記録があるが、申立人の名前は、加入名簿に記載が無い。さらに、厚生年金保険加入者以外から、厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

また、申立人が同僚として記憶している、所属班の班長の子の名前は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載が無く、オンライン記録においても該当する人物は見当たらなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であり、住所が判明した36人に対して、申立人の勤務状況と厚生年金保険加入状況を照会したところ、22人から回答があったが、申立人を知っている従業員はいなかった。また、回答を得た22人のうち9人がE工事現場に勤務していたとしているが、そのうち4人は、「班は下請のようなものであり、そこに属する者とA社とは直接雇用関係が無い。」と供述していることから、申立人は同社に雇用されていなかったことがうかがわれ、また、同社では、厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、健康保険の整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から49年11月1日まで  
② 昭和50年11月3日から51年6月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立人が同社に勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の子は、「A社の工事現場の賄い婦として働いていた。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録から、申立人は同社B支店作業所において、昭和46年10月21日から50年11月1日まで勤務していたことが確認でき、複数の従業員が、「申立人を覚えている。」と供述していることから、申立人は申立期間①の一部において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の雇用保険加入手続を行ったA社B支店作業所の事務担当者によると、「所長権限で現場採用した従業員は雇用保険には加入させていたが、一般的には厚生年金保険には加入させていなかったと思う。現場採用の従業員は本社では把握しておらず、当該従業員の状況は本社では把握できない。」と供述している。

また、申立人についてA社に照会したところ、「会社設立時より、1年に1回社員名簿を作成していたが、申立期間①について、申立人の名前を探したが、申立人は記載されていなかった。現場で賄いの業務に従事している者は名簿に載っていない。」との回答であった。このことについて、同社の複数の従業員が、現場雇用で賄い婦を雇っていたとしており、そのうちの一人は「雇用保険や厚生年金保険の加入は現場所長の裁量なので、現場以外では事情が分からないかもしれない。」と供述している。

また、申立期間①当時、現場所長であった一人は、「賄いの方の採用は所長の裁量だった。作業所を閉鎖すると書類は引き上げるが、何十年も前の書類は処分されていると思う。当時のことを知っている人もほとんどいない。」と供述しており、申立期間①当時、同社では、現場採用の従業員を雇用保険や厚生年金保険に加入させるか否かについては所長裁量であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、40年4月1日から46年3月まで国民年金に加入しており、保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の子は、「当時の勤務場所はC県及びD県である。」と供述しているが、申立期間②当時、A社B支店に勤務していた従業員60人のうち、住所の判明した36人に照会したが、申立人を知っている者はおらず、これらの者から申立人の具体的な勤務時期や勤務場所が特定できない上、当該期間における勤務実態や厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

なお、申立人のA社B支店における厚生年金保険の資格喪失日は昭和50年11月3日と記録され、雇用保険の離職日である同年11月1日とほぼ一致する。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月10日から46年3月21日まで  
平成16年6月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間前に勤務していた被保険者期間については、A社を退職後に、脱退手当金を受給したが、申立期間の事業所では、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間前の被保険者期間の脱退手当金をA社を退職後に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、申立人の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間の後に、申立期間と申立人が受給を認めている三つの被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から30年9月1日まで  
② 昭和30年12月10日から34年12月1日まで

私は、脱退手当金の請求を行った覚えは無く、受給した記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、前回の調査結果に納得ができないので、改めて審議してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和35年3月29日の直前の同年2月10日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金の請求があったと考えるのが自然であること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする平成21年5月27日付け通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金という言葉すら知らない上、受給をしていないと再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせん」に当たっての基本方針(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに

不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を裁定庁へ回答したことが記録されている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月1日から38年7月1日まで  
② 昭和40年1月1日から42年3月26日まで  
③ 昭和42年7月26日から43年3月4日まで  
④ 昭和44年2月15日から同年11月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間について脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和45年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間①から④までの被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から42年4月1日まで  
平成22年3月ごろに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金の書類を見たことも無く、受給していないので、年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年9月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月10日から27年3月15日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在籍証明書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、厚生年金保険の加入及び保険料控除について、同社の文書保存期限を経過していることから書類が保存されておらず、不明であるとしている。

また、オンライン記録によると、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年11月1日であり、申立期間は適用事業所となっておらず、適用事業所になる前の期間について、B社は、「給与からの厚生年金保険料控除は無かったと思う。」と回答している。

さらに、A社が適用事業所となった日に資格取得をした複数の従業員によると、「適用事業所となる前からA社に勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは、昭和28年11月1日からであり、その際、当時の事務長から病院が厚生年金保険に入ったので、今月の給料から保険料を引くけどいいですか、と説明を受けた。それより前に給料から厚生年金保険料を控除されることは無く、資料も無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 27 日から 50 年 1 月 26 日まで

A社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 21 年 4 月から 30 年以上正社員として同社に継続して勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された協定書によると、申立期間当時、不況克服緊急対策に伴い、事業主とC組合との間で希望退職の実施とそれに伴う復職の取扱いに関する協定が取り交わされていることが確認できる。

この協定書には、昭和 49 年 10 月 26 日付けで希望退職した組合員については、本人が希望した場合、50 年 1 月 26 日付けで全員当社に復職することを認め、希望退職後復職までの期間は勤続年数に通算すると記載されており、A社は、申立人がこの協定に基づき上記期間において希望退職し、復職した旨の回答をしている。

また、A社社会保険本部及び同社企業年金基金における申立人の健康保険及び厚生年金基金の加入記録を確認すると、昭和 49 年 10 月 27 日に資格を喪失し、50 年 1 月 26 日に再度資格を取得している記録が確認できる。

さらに、申立期間当時、A社B工場に勤務していた従業員は、「協定に基づき退職及び復職をした。」と供述しており、同従業員の当該期間における厚生年金保険の加入記録は無く、申立人の加入記録と一致している。

以上のことから、申立人は申立期間において、A社から提出された協定書どおりの期間に退職及び復職をしたと判断するのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から11年5月1日まで  
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、平成8年7月1日の被保険者資格取得時並びに9年10月及び10年10月の定時決定において20万円とされていることが確認できる。

一方、申立人から提出された申立期間に係る給与支払明細書によると、申立人は、上記の標準報酬月額を超える額の給与の支給を受けていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 1 日から 63 年 9 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が低く記録されている。申立期間に給与を減額された記憶が無いので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 38 万円から 34 万円に減額されていることについて、給与明細書等はないが、給与が減額された記憶は無いと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 62 年 2 月の随時改定においては 34 万円（昭和 63 年 9 月の随時改定においては 38 万円）とされていることが確認できること、A社において申立期間当時に給与及び社会保険手続事務を担当していた同社代表取締役の妻から提出された申立期間当時の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、同年 2 月の随時改定の算定対象月である 61 年 11 月から 62 年 1 月までの申立人の報酬月額は 33 万 9,210 円に減額されていることが確認できるが、当該随時改定の標準報酬月額（34 万円）は、当該随時改定前の標準報酬月額（38 万円）より 2 等級の減額に該当することから、当該標準報酬月額の随時改定は適正な届出であったことが認められる。

また、A社代表取締役の妻は、当時の賃金台帳及び源泉徴収簿等は保存していないが、同社の給与の支給項目は固定給のみであり、昭和 62 年 2 月の標準報酬月額の随時改定については基本給の減額であったと思われると供述しており、申立期間当時の社会保険手続は同社と顧問契約をしていた社会保険労務士に委託していたため、従業員の給与から控除する厚生年金保険料額については、当該社会保険労務士の指示に基づき控除していたと供述している。

さらに、上記の社会保険労務士は、昭和 62 年 2 月の標準報酬月額の随時改定の届出は、標準報酬月額を変更する理由があったため当該手続を行ったと供述しているほか、随時改定等により A 社の厚生年金保険の被保険者に係る給与からの厚生年金保険料額に変更が生じるときは、当該保険料控除額の明細表を同社に渡し、給与からの保険料控除額について指示をしており、また、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険料増減内訳書が送付されたときは、従業員給与から控除する厚生年金保険料において調整すべき保険料額について指示をしていたと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、元従業員に照会を行ったところ、申立期間当時、人事課で社会保険事務を担当していた者を含めた複数の従業員が、入社当時約1か月から3か月間の試用期間が設けられており、その間は厚生年金保険に加入していなかったと思うと供述している。

また、申立人は、A社B支店に昭和 41 年 3 月に入社後、研修を受け、同年 4 月 1 日から管理部経理課に配属になったとしているところ、上記従業員のうちの一人は、入社研修後の同年 4 月までが試用期間だったと思うと供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時期に入社した複数の元従業員の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 41 年 5 月 1 日となっていることが確認できる。

なお、A社B支店はC社に吸収合併されており、現存するA社D支店の総務担当者は、当時のB支店の資料は何も保管されていないため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除については不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から36年10月31日まで  
A事業所に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたとするA事業所の住所と事業主名を正確に記憶しており、供述どおり当該事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所に係る商業登記の記録が確認できることから、期間は特定できないものの、同事業所に勤務したことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A事業所に係る商業登記の記録によれば、同社は既に閉鎖されており、当時の事業主は昭和59年に死亡している上、申立人は、同社における同僚の姓のみを覚えており、人物を特定することができないことから、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から39年12月ごろまで  
② 昭和39年12月ごろから40年12月ごろまで  
③ 昭和40年12月ごろから42年3月ごろまで

A事業所、B事業所及びC事業所に勤務していたときの厚生年金保険の加入記録が無い。当時、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、当該期間にA事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していた旨主張している。

しかし、A事業所はオンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、当該事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、当該事業所の経営者は、「申立人は申立期間①に勤務していたことは確かであるが、当事業所は個人経営であり、厚生年金保険には加入していなかったため、保険料控除はしていない。健康保険は国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人は、「同僚の名前を覚えていない。厚生年金保険被保険者証と健康保険証は渡されたことは無く、給与から控除されていた保険料の詳細について覚えておらず、証明になるものは所持していない。」旨供述している上、同僚及び当時の事情を知る人物として申立人が名前を挙げている知人から申立人の申立期間①における保険料控除について確認できる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②について、申立人は当該期間にB事業所で勤務し、厚生年金保険に加入

していた旨主張している。

しかし、B事業所はオンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、「事業主、同僚の名前を覚えていない。厚生年金保険被保険者証、健康保険証は渡されたことは無く、給与から控除されていた保険料の詳細について覚えておらず、証明になるものは所持していない。」と供述しており、申立人の当該事業所における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は当該期間にC事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨主張している。

しかし、C事業所はオンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立人は、「当該事業所は法人だったが正確な名称は記憶していない。」と供述しており、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は事業主の名前は記憶しているが、連絡先が不明であり、同僚については名前を記憶しておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月30日から39年4月1日まで  
② 昭和39年4月1日から41年11月26日まで

A社B工場に従姉妹と一緒に入社し、その後、同社の半導体部門が独立して新しくC市にできたD社（現在は、E社）に異動したが、従姉妹と二人で新入社員に仕事を教えていた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたときに職場の仲間と一緒に撮影した写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B工場に従姉妹と一緒に入社し、その後、C市に新しくできたD社へ異動した昭和39年4月1日まで、同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、E社の現在の総務部長は、「申立人がA社B工場に在籍していたことを示す資料を保有していないことから、申立人の勤務状況については不明。」と供述していることから、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、申立人は、申立期間①当時、A社B工場に勤務していた同僚等の氏名を記憶していない上、申立人から提出された写真に撮影されている同僚の氏名も記憶していないことから、申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①当時、同社に勤務していた複数の従業員に申立人の勤務状況について照会したが、いずれも申立人のことを記憶している者はおらず、申立期間の勤務状況を確認することができない。

申立期間②についてA社B工場及びD社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に両社に勤務していた従業員に申立人の勤務状況について照会したところ、複数の従業員は、「D社で勤務していた申立人を記憶している。」と回答していることから、



期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社の現在の総務部長は、「当社は、昭和 39 年以降の健康保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しているが、その中に申立人の氏名は見当たらず、申立人が同社の厚生年金保険に加入していたか不明である。しかし、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったときには、パート、アルバイトを除き、在籍していた社員（臨時社員を含む）は必ず加入させていた。」と回答している。

また、上記総務部長は、「D社では、当時から労働組合はユニオンショップ制であり、正社員は労働組合に加入していたが、元組合委員長に確認したところ、申立人の在籍は確認できなかった。」と供述しているが、申立人は、「労働組合があることも知らなかったし、加入もしなかった。」と供述していることから、申立人は、D社にパート又はアルバイトとして勤務していたことが考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 10 月までの期間について、「国民年金に加入し、国民年金保険料を自ら納付していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 26 日から 42 年 3 月 21 日まで  
A 社 (後の B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社において被保険者資格を取得している複数の従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38 年 2 月 26 日に被保険者資格を喪失し、B 社において 42 年 3 月 21 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は入院中であることから、申立人の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者 (申立人) が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されてい

る。

また、申立人は、A社においては、事業主の妻であり、経営者の一人として自身が社会保険事務を担当していたとしており、複数の従業員及び申立期間当時の税理士も、申立人は総務及び経理の担当者であったと供述していることから、申立人は、同社における厚生年金保険料の納付についても知り得る立場であったものと考えられる。

これらのことから、仮に、事業主により申立人の主張どおりに給与から厚生年金保険料が控除されていたものとしても、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から42年8月まで  
② 昭和62年1月から63年1月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②の、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人は、申立期間①について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人は、申立期間①のうち、昭和40年11月から同年12月1日までの期間及び41年1月20日から同年8月16日までの期間は、D社に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、申立人は、「A社から健康保険証は受け取っておらず、夫の被扶養者であったと思う。」と供述しており、申立人の夫の政府管掌健康保険被保険者原票には、被扶養者欄に申立人の名前が記載されていることが確認できる。

さらに、A社に係る被保険者原票には、同社が昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となってから、42年7月21日に適用事業所でなくなるまでの間、健康保険番号に欠番は見られない。

### 2 申立人は、申立期間②について、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、C社の事業主は、申立期間②当時の人事資料等は保管されていないため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料控除について確認することができないと回答している。

また、C社の事業主及び申立期間②当時同社に勤務していた複数の従業員は、同社

で厚生年金保険に加入していたのは正社員のみであったと回答している。

さらに、申立人は、「B社から健康保険証は受け取っておらず、夫の被扶養者であったと記憶している。」と供述しており、申立人の夫の政府管掌健康保険に係るオンライン記録には、被扶養者として申立人の名前が記録されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、B社の申立期間②前後の厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無い上、申立人は申立期間②においては、国民年金第3号被保険者特例納付期間と記録されている。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月から32年5月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和32年5月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないが、同社の当時の経理担当者は、「申立人が退職した時期と、同社が適用事業所となった時期が近いことから、申立人は適用事業所となる前に退職してしまったのではないかと推察される。厚生年金保険料の控除に関しては、同社が厚生年金保険に加入したときから開始したので、それまでは従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、A社の新規適用日と同日に被保険者資格を取得している従業員5人に照会を行ったが、厚生年金保険料の控除に関する資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月21日から52年11月24日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。  
しかし、申立人のA社に係るオンライン記録は、昭和51年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、52年11月24日に再度資格取得したと記録され、申立人に係る雇用保険の離職日(昭和51年11月20日)及び再度の資格取得日と符合している。

また、申立人に係る雇用保険の受給記録によると、申立人は、昭和51年11月20日に離職した後、同年12月15日に求職の申込みを行い、52年1月22日から同年7月20日まで求職者給付の基本手当を受給していたことが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時のA社に係る人事記録等は保管しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12945 (事案 3060 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 3 月 11 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めたいと申し立てたが、申立期間について適用事業所が見当たらないなどの理由から、認められなかった。新たに、B県C市役所が提出した文書を添付するので、再度調査し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B県C市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿において、A社の社名が記載されているが、社会保険事務所(当時)の健康保険厚生年金保険適用事業所名簿には、同社及び同社と名称が類似している飲食店の事業所の記録は無く、また、法務局が管理していた申立期間当時の法人の記録については、既に保存期限を経過しているため、同社等の記録を確認できない。さらに、申立人は、同社の代表者の氏名を記憶しておらず、同僚については、名字のみの記憶であることから、当該同僚を特定することができず、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない上、口頭意見陳述において、申立人から勤務の状況や厚生年金保険料の控除等についての具体的な陳述を得ることができなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、B県C市から「申立人の国民年金被保険者名簿については、C市が作成した原本と相違ない。当該名簿では、被保険者資格喪失届に基づき、申立人が国民年金法(旧法)第7条2項の一に該当するため、昭和 46 年 1 月 1 日付けで国民年金の被保険者としない(喪失)と決定したと記されている。この決定には、正規の事務手続より厚生年金手帳、事業所作成の厚生年金資格(取得)の証明書類、若し



くは健康保険（国民健康保険以外）に加入した証明ができる健康保険証、資格証明書のいずれかで確認しており、これに記載されていた「A社」を記載したものである。」旨の文書を交付されたとして再申立てを行っている。

そこで、B県C市に当該文書の内容等について照会したところ、同市担当者は、「当該文書は、申立期間当時、同市において申立人が提出したと思われる当該文書に記載したいずれかの書類により、申立人の国民年金の資格喪失を確認したことを記載したものであり、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険被保険者であることを証明するものではない旨、申立人に説明した。」としている。なお、同市が確認した書類については、保存期限経過のため残っておらず、当時の担当者もいないので、申立期間当時、どのような書類で手続したのかについては確認できないとしている。

また、今回、申立人は、新たにA社の申立期間当時の代表者名を挙げているが、名字のみの記憶であることから、当該代表者の所在を特定することができず、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、今回、申立人は、新たにA社の取引先としてD県に所在する「E社」を挙げているため、同一名称として確認できた事業所にA社と取引があったのか照会したが、A社を知る者はいなかった。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 12 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額と実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準報酬月額の改定又は決定は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給総額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、かつ、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額とすることになっている。

したがって、申立期間のうち、平成 14 年 12 月から 15 年 3 月までの期間、同年 7 月及び同年 12 月から 16 年 3 月までの期間については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうち低い方の額が、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）と同額であることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成 15 年 4 月及び同年 8 月から同年 11 月までの期間については、給与明細書の提出が無く、同年 5 月及び同年 6 月については、給与支給総額及びその内訳のみ記載された一覧表が提出されているものの、当該期間の保険料控除額は確認できない。

なお、A社の事業主は、当委員会から同事業主あてに申立人の標準報酬月額等に関する照会文書を送付したものの、回答が無く、供述を得ることもできなかった。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成元年3月25日に入社し勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及び同僚の回答により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所が保管する同社に係る事業所台帳によると、申立人は平成元年4月1日に厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において昭和62年4月から平成2年4月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した18人全員が、月初めの1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。このことについて、上記社会保険労務士事務所は、「A社では就業規則で決めておくとか特別な決まりはありませんが、月の途中からの入社の場合は、会社の方と話をして資格取得日を1日にすることはありました。」と回答している。

さらに、同僚は、平成元年3月18日から8年4月20日まで勤務したが、正社員となったのは元年4月1日であると回答しているところ、オンライン記録によると、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から36年3月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にタクシー乗務員として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、当時の申立人に係る雇用を確認できる資料は保存していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社が保管している労働者名簿及び社会保険台帳により、厚生年金保険被保険者資格取得日及び雇用保険被保険者資格取得日が確認できる従業員3人の人事記録によると、試庸として採用されてから、4か月から1年9か月後に本採用となっており、本採用となつてから、3か月から6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚は、6か月の試庸期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から27年1月30日まで  
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社における事業主及び申立人の叔父を含む同僚3人の姓を記憶しているが、これらの者の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、A社及びその前に勤務したB社で叔父と一緒に勤めていたので、叔父の年金記録を調べれば自身の記録も確認できるのではないかとしている。そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、叔父と思われる者は、同社で昭和21年6月5日に資格喪失していたが、オンライン記録によると、当該資格喪失日以降の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月17日から同年12月1日まで  
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。雇用保険被保険者証及び同離職票を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、社会保険の届出資料から、申立人をパートかアルバイトで雇用していたかもしれないが、社会保険の手続きは行っていないとしている。また、同社は、現在は短期間の採用やパート及びアルバイトは雇用保険には加入させているが、厚生年金保険には加入させていないことから、当時もそうだったかもしれないとしている。

また、申立人は、「A社における勤務形態はパートであり、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは記憶に無い。」と供述している。

さらに、B市の記録によると、申立人は、平成4年11月18日から6年2月2日までの期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む平成4年9月5日から6年2月1日までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月30日から同年7月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社当初から機械を管理する仕事を同僚と二人で行っており、申立期間は継続して勤務していた旨供述している。

しかし、申立人が一緒に機械を管理していたと主張する同僚は連絡先が不明であり、申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、申立人は、給与計算を担当していた同僚を記憶しているが、当該同僚は、申立人の記憶はあるものの、申立人の業務内容や勤務期間等は記憶していない旨供述している。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人が申立期間にA社で勤務していたかは確認できない。」と回答している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、A社C工場における資格喪失日は昭和22年1月30日、原因は「解雇」と記載されていることが確認できる。

また、申立期間にA社で勤務していた従業員13名に申立人の勤務状況について照会したところ、回答のあった10名のうち、1名は申立人を記憶しているが、申立人の申立期間の在籍については不明である旨供述しており、他の9名は申立人の記憶が無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から46年1月13日まで  
② 昭和46年3月20日から46年11月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、直前に勤務していた会社を辞めてすぐに入社し、途中で店舗閉鎖のため他の店舗へ異動して結婚する前月まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び本社の総務担当者は、死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、A社への入社を紹介した同僚及び同社B店における上司1名を記憶しているところ、当該紹介者は既に死亡しており供述を得られなかった。同社B店の上司は、「申立人がB店で受付係として勤務していたことを覚えているが、申立人の入社年月日、厚生年金保険の適用及び試用期間の有無などについては記憶していない。勤務形態がフルタイムならば厚生年金保険に加入したはずである。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社で勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等について照会したところ、回答のあった9名のうち1名は、「申立人がB店及びC店に勤務していたことを覚えているが、両店における勤務期間、申立期間の勤務形態、厚生年金保険の適用及び試用期間の有無などについては記憶していない。」旨供述している。他の8名は、「自分が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。自分は、同社本社又は申立人の勤務した以外の店舗に勤務していることから、申立人の名前は記憶していない。」旨供述している。

また、上記被保険者名簿における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る記録には、さかのぼって訂正された形跡は無く、社会保険事務所（当時）の処理に不自然さは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から41年6月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。B社からA社に社名は変わったが、引き続き同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にB社及びA社に勤務していた従業員の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社及びA社に係る厚生年金保険の事業所別被保険者名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和39年6月1日）に被保険者資格を喪失し、その後にA社の被保険者資格を取得した従業員が申立人を含めて5人確認できるが、この5人は、いずれも、昭和41年6月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時のB社の事業主であってA社の実質的な代表者及び当時の厚生年金保険事務担当者は、既に死亡しており、同社の現在の事業主は、「申立期間当時、父親がA社の実質上の経営者であり、申立人が父の会社に勤務していたことは知っているが、当時の資料が無いので分からない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況を確認することができない。

さらに、上記の従業員のうち二人と連絡が取れたものの、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月から35年9月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は、「当時、申立人がA社に勤務していた記憶は無い。」旨供述している上、申立人が実際に勤務したとする事業所は、オンライン記録等によると、B社であることが確認できることから、同社の複数の元従業員は、「申立人の記憶は無い。」旨供述していることから、申立人が申立期間においてこれらの会社に勤務していたことが確認できない。

また、C社（前身は、A社）の人事担当者は、「当時の人事記録に申立人の名前は無く、申立期間当時、現場採用の作業員は厚生年金保険に加入させなかった。」旨供述している上、A社の当時の代表者は所在不明であり、B社の当時の代表者は既に死亡していることから、これらの会社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、会社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「現場採用の掘進夫である申立人は、当社が直営していた工事事務所（B社の下請け先）が雇った作業員だと思う。」、「A社では現場採用の作業員を厚生年金保険に加入させることは考えられない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会した

が、「申立期間当時、現場採用の作業員の給料は、同社から支給されていなかったと思う。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 9 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 36 年 10 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「時期は定かではないが、申立人が当社で勤務していたのを覚えている。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡しており、社会保険担当者の所在も分からないことから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「私は、運転手助手で入社したが、すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」旨供述している上、当時の代表者の妻は、「当社においては、運転免許が無く助手等で勤務していた期間は、普通はアルバイトであり、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から10年2月27日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、一連の処理に心当たりが無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表者として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年2月27日と同日の同年2月27日付けで、4年7月から5年6月までは32万円が8万円に、同年7月から6年10月までは53万円が8万円に、同年11月から10年1月までは53万円が9万2,000円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「平成元年12月から10年3月まではA社の代表取締役であった。」旨供述している上、同社の元従業員も「申立人は、元年12月ごろから10年3月ごろまで当社の代表取締役としてすべての権限を有していた。」旨供述していることから、当該訂正処理日には同社の代表取締役であったことが認められる。

さらに、申立人は、「厚生年金保険の標準報酬月額の減額について社会保険事務所(当時)と相談したことは覚えていないが、社会保険事務所とは自分一人で対応し代表者印の管理もしていた。申立期間当時に社会保険料の滞納があった。」旨供述している上、A社の元従業員も「申立期間当時、申立人が滞納社会保険料のことで社会保険事務所に出向き相談をしていた。」旨供述していることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行った

ものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 7 日から 34 年 4 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) での資格喪失日が昭和 33 年 5 月 7 日になっているが、同社には 34 年 3 月まで勤務していたので、その間も同社において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務していたと申し立てしているところ、B社が保管する「基金設立前社員退職者名簿」には、申立人が昭和 33 年 5 月 6 日に退職したことが記載され、オンライン記録と一致している上、申立期間当時に被保険者であったA社の複数の同僚は、「申立人の申立期間における勤務状況は分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務について確認することはできない。

また、申立人が申立期間後に勤務したC社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和 33 年 10 月 1 日から同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、同社の従業員は、申立人は同年 5 月ごろに同社に入社したことを記憶している旨供述している。

このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月15日から36年2月1日まで  
② 昭和36年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には少なくとも3か月間は勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②についてA社に勤務していたと申し立てしているところ、同社は平成10年12月\*日に解散している上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人について覚えている者はいない上、申立人は、当時の同僚の名前を覚えていないため、申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 10 日まで  
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 58 年 4 月 25 日から 61 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の総務担当者から、申立人を記憶している旨の供述から判断すると、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、申立期間①当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 37 年 5 月 1 日であることが確認でき、申立期間①のうち、35 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 30 日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、昭和 37 年 4 月に入社した経理担当者は、「申立人を知らない。」と供述している。

さらに、A社から提出された厚生年金保険の適用事業所となったときの健康保険厚生年金保険者資格取得確認書には、申立人の氏名が無いほか、上記の総務担当者は、適用事業所になったときに、従業員を全員加入させたので、申立人は、適用事業所になる前に退社したのではないかと旨供述している。

これらのことから、申立人の申立期間①における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人から提出された社内旅行の写真及び複数の従業員からの申立人を記憶している旨の供述から判断すると、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、

申立期間②当時、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間②当時にB社の役員をしていた事業主の妻は、申立人のことは覚えていないが、社会保険に加入させていないのなら、パートやアルバイトだったのではないかと思う旨供述している。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているほか、申立人は、当時の同僚及び上司を記憶していない。

さらに、B社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できないほか、オンライン記録によると、申立人は、昭和41年8月から44年4月までの期間について、申立期間②を含め、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

これらのことから、申立人の申立期間②における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された当時の会社の写真から判断すると、申立人は、申立期間③のうちの昭和59年3月1日から60年12月1日までの期間について、C社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、C社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、C社の商業登記簿謄本によれば、同社は既に解散しており、申立期間③当時の事業主は死亡していることから、同社における申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、申立期間③当時の事業主及び役員の厚生年金保険の加入記録については、いずれも申立人と同様にC社における加入記録が確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③の一部の期間において国民年金の保険料を納付している記録が確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 12 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 25 年 5 月 20 日から 26 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③も各事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、同僚の供述から判断すると、申立期間①にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 25 年 3 月 1 日であり、申立期間①の一部は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D事務所は、同事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険の加入記録について、申立期間①の加入記録は無い旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿から、昭和 25 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 6 人に厚生年金保険の適用事業所となる前の各自の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった二人は、覚えが無い旨供述している。

一方、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 25 年 4 月 1 日）及び喪失日（昭和 25 年 6 月 1 日）は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録の被保険者記録といずれも一致している。

また、A社において、申立期間①を含み厚生年金保険の加入記録のある 9 人のうち、

回答のあった7人の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日は、上記被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録の被保険者記録といずれも一致している。

- 2 申立期間②について、D事務所は、同事務所が保管する申立人のB社に係る厚生年金保険の加入記録について、申立期間②の加入記録は無い旨回答している。

また、申立人の厚生年金保険の加入記録によると、昭和25年4月1日から同年6月1日まではA社、同年6月1日から同年7月1日まではE社において加入記録があり、いずれも申立人の基礎年金番号に既に統合されていることが確認できる。

- 3 申立期間③について、D事務所は、同事務所が保管する申立人のC社に係る厚生年金保険の加入記録について、申立期間③のうち、昭和25年5月20日から同年7月9日までの期間及び26年8月23日から同年9月1日までの期間の加入記録は無い旨回答している。

また、申立事業所と考えられるF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年5月1日からであり、申立期間③は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、申立期間③当時に厚生年金保険の適用事業所となっている、上記事業所名に類似したG社、H社及びI社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

一方、申立人の厚生年金保険の加入記録によると、昭和25年7月9日から同年9月12日まではJ社、同年8月24日から26年4月1日まではK社、同年4月1日から同年8月23日まではL社において厚生年金保険の加入記録があるほか、25年5月20日から同年6月1日まではA社、同年6月1日から26年9月1日まではE社において厚生年金保険の加入記録があり、いずれも申立人の基礎年金番号に既に統合されていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、事業所名称がM社、資格取得日が昭和25年7月8日、資格喪失日が同年9月12日と記載された記録及び事業所名称がN社、資格取得日が同年8月24日、資格喪失日が26年8月23日と記載された記録が確認できるものの、当該記録は、申立人の被保険者記録として、既に基礎年金番号に統合済みである記録と一致していることが、オンライン記録から確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係るC社の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年から53年まで  
A社(現在は、B社)に、昭和48年から53年まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したときの資料があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

現在のB社は、当時のA社に勤務していた従業員から聞き取り調査したところ、申立人が宣伝業務を行っていたことは確認できるが、勤務していたことを確認できる資料が無いため勤務期間は不明である旨回答している。

また、同僚及び複数の従業員は、申立人は、勤務期間は不明だがA社で宣伝プロデューサーとして、宣伝業務を行っていた旨供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社で宣伝業務に従事していたことは認められる。

しかし、当時の上司、同僚及び従業員の複数の者は、申立人は正社員ではなく、契約社員又は請負社員であった旨供述している。

さらに、当時、A社の勤労部に勤務していた従業員は、申立人は、請負契約で業務を行い、就業規則の適用外であり、個人事業主であったと思う旨供述している。

加えて、複数の従業員が、申立期間当時に宣伝プロデューサーであった者の氏名を7人(申立人を含む)挙げたものの、全員がA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されていないほか、当該宣伝プロデューサーであった者のうちの一人は、「A社時代の契約プロデューサーのときの支払金については、給与としての支払ではなく報酬として受け取っており、国民年金に切り替えて保険料を納付していた。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では宣伝プロデューサーは請負

契約であり厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から同年10月1日まで

A組合に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合には、昭和26年9月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の在籍状況については、申立期間当時の時代背景を踏まえた申立人の具体的な供述から、申立期間のころにA組合に継続して勤務していた様子がうかがえる。

また、A組合の商業登記簿謄本では、同組合は昭和23年6月4日に設立され、35年8月\*日に合併のため解散となった旨記録されているところ、B県農政課の「農業協同組合要覧」第5号（昭和26年度）及び第6号（昭和27年度）における当該組合に係る記載内容から、申立期間も当該組合自体は存続し、事業の一部は行っていたものと考えられる。

しかしながら、A組合に係る適用事業所名簿では、同組合は、昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を喪失した同年6月1日に、申立人のほか6人が被保険者資格を喪失し、申立期間において適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿に記載のある申立人の資格取得日（昭和23年11月1日）及び資格喪失日（昭和26年6月1日）の記録は、厚生省保険局年金保険課（当時）が管理していた、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されている各々の記録と一致しており、当該資格喪失の原因欄には、「解散」と記録されていることが確認できる。

さらに、A組合が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったころの状況について、同組合の元従業員一人は、「事業の縮小と人員整理が行われた模様」と供述しているほか、

昭和 48 年 4 月 10 日 C 村発行の「C 村誌」によると、同組合は、26 年 4 月 7 日農林漁業組合再建整備法により、再建整備組合の対象となった旨記載されている。

加えて、A 組合の事業を承継している D 組合 E 支所は、申立期間当時の関連資料は見当たらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については「不明」と回答しているほか、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、消息不明又は死亡しており、申立てに関する事実を確認することができない。

そして、申立人と同時期に勤務していた同僚及び従業員 6 人に照会を行い、5 人から回答を得たが、そのうちの 3 人が申立人を記憶しているものの、在職や退職の時期について覚えておらず、申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。